

## 令和5年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

（令和5年5月1日現在）

### 【調査結果のポイント】

○登録児童数《過去最高値を更新》

1,457,384人【前年比65,226人増】（令和4年：1,392,158人）

○放課後児童クラブの支援の単位数《過去最高値を更新》

37,034支援の単位【前年比825支援の単位増】（令和4年：36,209支援の単位）

※「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

○放課後児童クラブ数

25,807か所【前年比876か所減】（令和4年：26,683か所）

うち、放課後子供教室との一体型 5,652か所【前年比217か所減】

※一体型とは、同一の小中学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態（「新・放課後子ども総合プラン」に基づき1万箇所以上を一体型で実施）。

※クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体はその是正を図ったため。

○利用できなかった児童数（待機児童数）

全体：16,276人【前年比1,096人増】（令和4年：15,180人）

（学年別内訳）

小学1年生：2,411人【前年比294人増】

小学2年生：2,112人【前年比181人増】

小学3年生：3,508人【前年比16人増】

小学4年生：5,044人【前年比488人増】

小学5年生：2,332人【前年比85人増】

小学6年生：869人【前年比32人増】

・平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象児童を「おおむね10歳未満」から小学6年生までと明確化。

・待機児童数を学年別で見ると、小学校低学年（小学1年生から小学3年生）は491人、小学校高学年（小学4年生から小学6年生）は605人増加した。

・都道府県別では、東京都（3,524人）、埼玉県（1,881人）、千葉県（1,227人）で全体の約4割を占めている。

○放課後児童クラブの職員数 : 192,144人【前年比 9,567人増】  
うち放課後児童支援員の数 : 107,748人【前年比 5,071人増】  
うち認定資格研修を修了した者の数 : 101,805人【前年比 5,730人増】  
うち補助員の数 : 80,974人【前年比 4,602人増】  
うち育成支援の周辺業務を行う職員の数 : 3,422人【前年比 106人減】

○放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士 : 25,038人 (23.2%)【前年比 519人増】  
高等学校卒業者等で、  
2年以上児童福祉事業に従事した者 : 37,120人 (34.5%)【前年比 2,284人増】  
教育職員免許状を有する者 : 24,512人 (22.7%)【前年比 460人増】  
※（ ）内は放課後児童支援員の総数（107,748人）に占める割合

令和5年10月1日時点の放課後児童クラブの実施状況（速報値）

○登録児童数

1,399,224人【R5.5.1時点比：58,160人減】

○放課後児童クラブの支援の単位数

36,705支援の単位【R5.5.1時点比：329支援の単位減】

○利用できなかった児童数（待機児童数）

8,487人【R5.5.1時点比：7,789人減】

# 目次

## 概要

1	放課後児童クラブ登録児童数等の状況	…	5
2	設置・運営主体別実施状況	…	6
3	設置場所の状況	…	6
4	登録児童数の規模別の状況	…	7
5	学年別登録児童数の状況	…	7
6	終了時刻の状況(平日)	…	8
7	待機児童数の学年別の状況	…	8

## 詳細

1	クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校校区数の状況	…	9
2	設置・運営主体別クラブ数の状況	…	9
3	実施場所別クラブ数の状況	…	10
4	実施規模別支援の単位数の状況	…	10
5	利用定員の設定規模別支援の単位数の状況	…	10
6	学年別登録児童数の状況	…	11
7	年間開所日数別クラブ数の状況	…	11
8	平日の開所時刻の状況	…	11
9	平日の終了時刻の状況	…	11
10	長期休暇等の開所時刻の状況	…	12
11	長期休暇等の終了時刻の状況	…	12
12	長期休暇等の開所状況	…	12
13	障害児受入数別クラブ数の状況	…	12
14	障害児受入の定員設定別クラブ数の状況	…	12
15	障害児の学年別登録児童数の状況	…	12
16	利用できなかった児童数(待機児童数)の状況	…	13
17	新1年生の受入開始の状況	…	13
18	専用区画の有無の状況	…	13
19	児童1人当たりの専用区画面積の状況	…	13
20	雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況	…	13
21	雇用形態別育成支援の周辺業務を行う職員等の数の状況	…	13
22	認定資格研修を修了した放課後児童支援員等の数の状況	…	14
23	一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況	…	14
24	支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況	…	15
25	支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況	…	18
26	登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況	…	21
27	放課後児童支援員の資格の状況	…	21
28	放課後児童支援員の配置状況	…	21
29	放課後子供教室との連携の状況	…	22
30	基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況	…	22
31	市町村における対象児童の範囲	…	22
32	対象としていない児童への対応	…	22
33	放課後児童クラブの情報提供の状況	…	22
34	児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況	…	23
35	利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況	…	23
36	利用に係る優先的な取扱いの状況	…	23
37	放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況	…	24
38	放課後児童クラブにおける月額利用料	…	24

39	放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況	…	24
40	指定管理者制度による実施の有無	…	25
41	おやつの提供の状況	…	25
42	保護者との連携の状況	…	26
43	育成支援の記録の状況	…	26
44	利用の開始等の情報提供の状況	…	26
45	運営規程の状況	…	26
46	放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数	…	27
47	職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況	…	27
48	適正な会計管理及び情報公開の状況	…	27
49	学校との連携状況	…	27
50	保育所、幼稚園等との連携状況	…	27
51	地域、関係機関との連携状況	…	27
52	衛生管理・安全対策の状況	…	28
53	職場倫理の自覚の状況	…	28
54	要望・苦情への対応状況	…	28
55	研修受講機会の提供状況	…	29
56	運営内容の定期的な自己評価の実施状況	…	29
57	運営内容の第三者評価の実施状況	…	29

## 都道府県・指定都市・中核市別の実施状況

放課後児童クラブ数及び登録児童数	…	30
放課後児童クラブ数(対前年入り)	…	31
放課後児童クラブ登録児童数(対前年入り)	…	32
利用できなかった児童数(待機児童数)(対前年入り)	…	33
令和5年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ	…	34
利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数	…	35
利用できなかった児童(待機児童)が50人以上いる市町村	…	36
放課後児童支援員等数(うち常勤職員数・率入り)	…	37
学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数	…	38
同一小学校内(学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設)で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数	…	39

## 参考資料

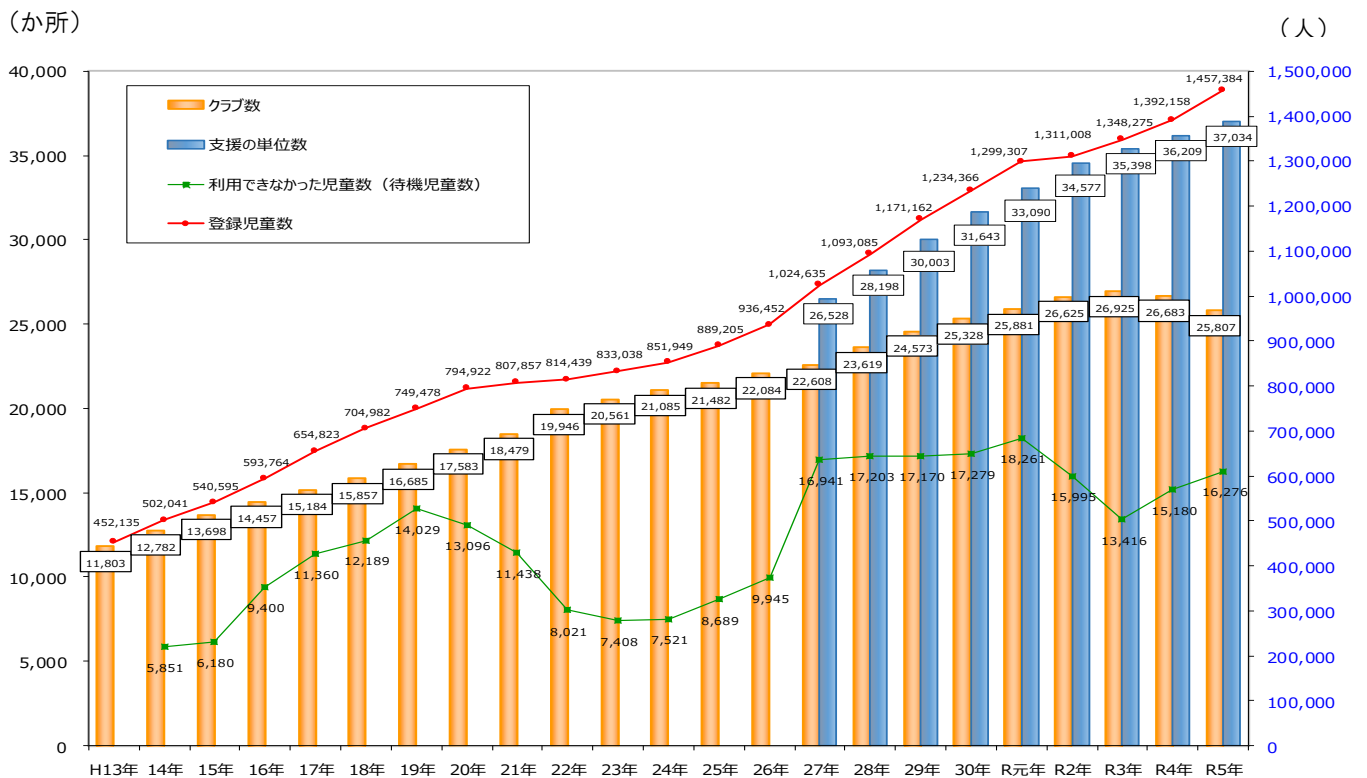
調査概要	…	40
------	---	----

# 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】(全国計)

## 1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及び支援の単位数は年々増加傾向にあり、
    - ・登録児童数は、対前年65,226人増の1,457,384人、
    - ・支援の単位数は、対前年825支援の単位数増の37,034支援の単位、
    - ・クラブ数は、対前年876か所減(※)の25,807か所、
 となっている。
  - また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年1,096人増加し、16,276人となっている。
- ※クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体はその是正を行ったため。

[クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

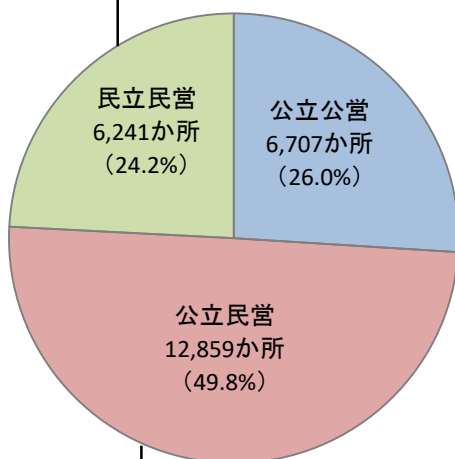


※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) こども家庭庁調査  
 ※本調査は平成10年より実施

## 2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約26%、公立民営のクラブが約50%、民立民営が約24%を占めている。

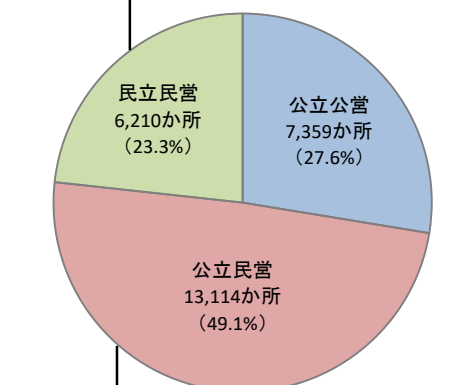
社会福祉法人	2,015か所	(7.8%)
NPO法人	1,116か所	(4.3%)
運営委員会・保護者会	1,205か所	(4.7%)
その他	1,905か所	(7.4%)



社会福祉法人	3,355か所	(13.0%)
NPO法人	1,753か所	(6.8%)
運営委員会・保護者会	2,724か所	(10.6%)
その他	5,027か所	(19.5%)

(参考) 令和4年

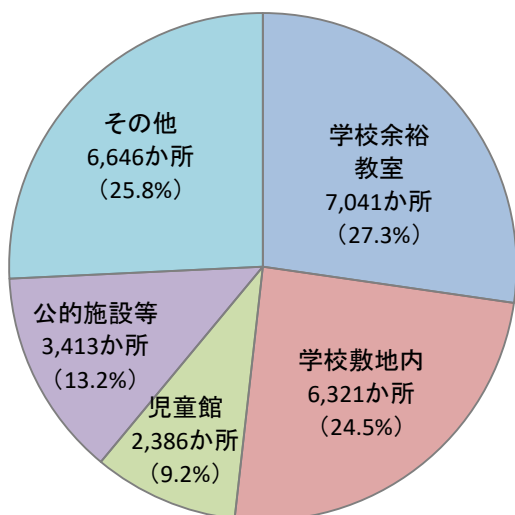
社会福祉法人	1,980か所	(7.4%)
NPO法人	1,125か所	(4.2%)
運営委員会・保護者会	1,344か所	(5.0%)
その他	1,761か所	(6.6%)



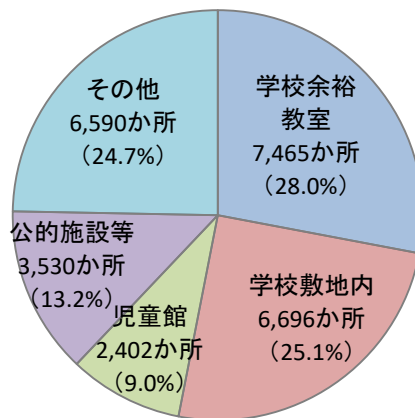
社会福祉法人	3,502か所	(13.1%)
NPO法人	1,867か所	(7.0%)
運営委員会・保護者会	2,983か所	(11.2%)
その他	4,762か所	(17.8%)

## 3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約27%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約52%、児童館・児童センターが約9%である。



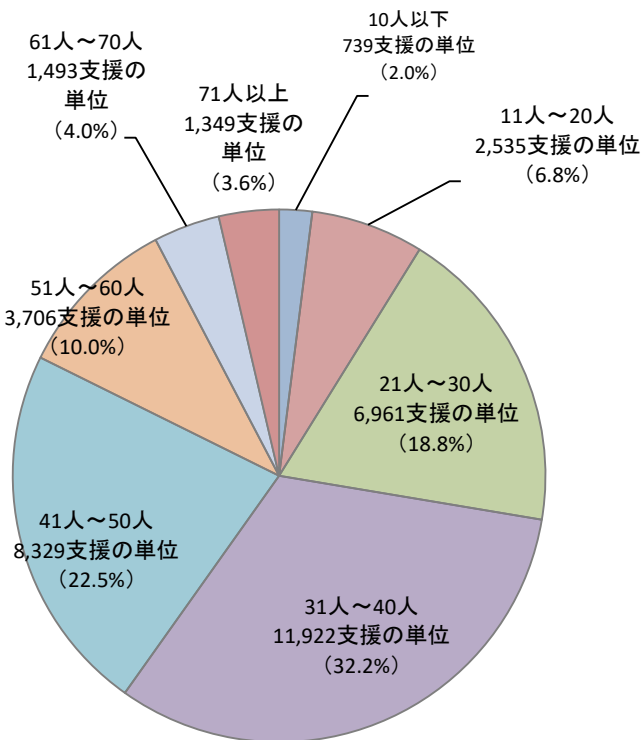
(参考) 令和4年



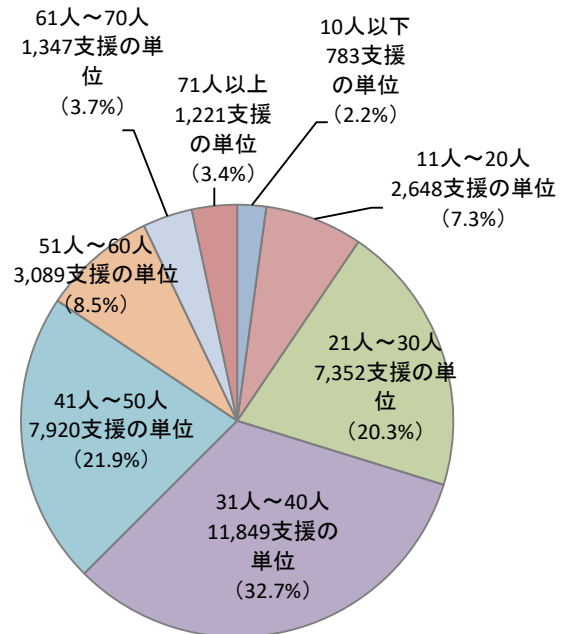
※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

#### 4. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位が全体の約60%を占めている。

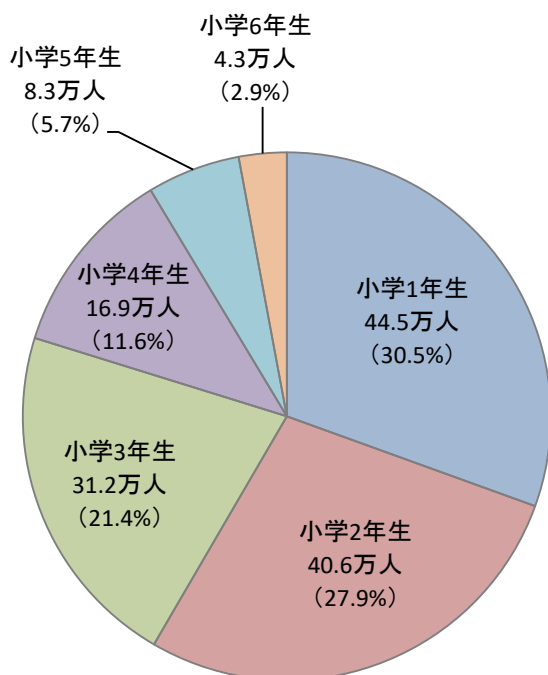


(参考) 令和4年

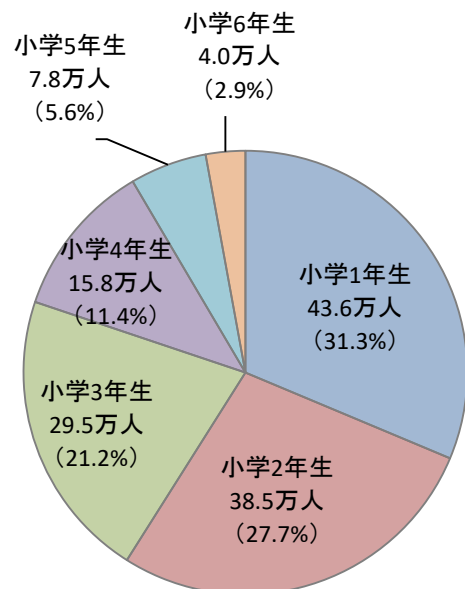


#### 5. 学年別登録児童数の状況

○ 低学年（小学1年生から小学3年生）の割合が全体の約80%を占めている。

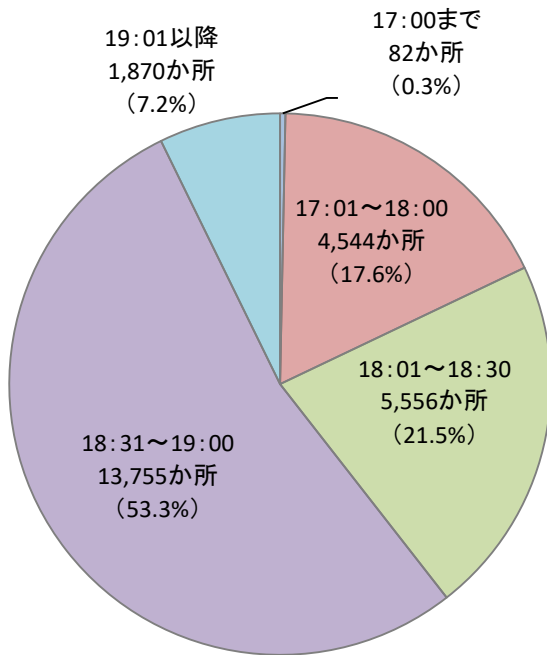


(参考) 令和4年

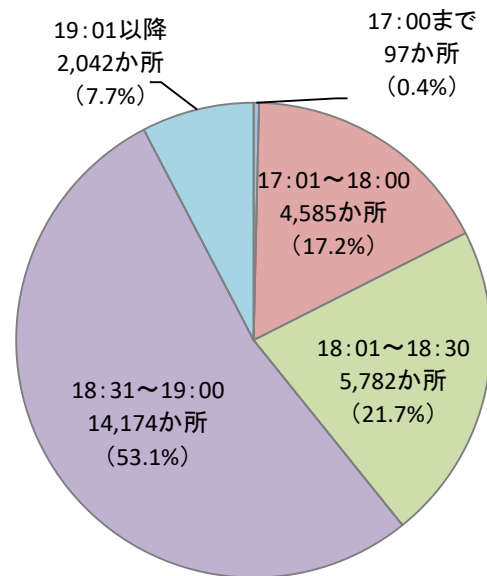


## 6. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約61%を占めている。

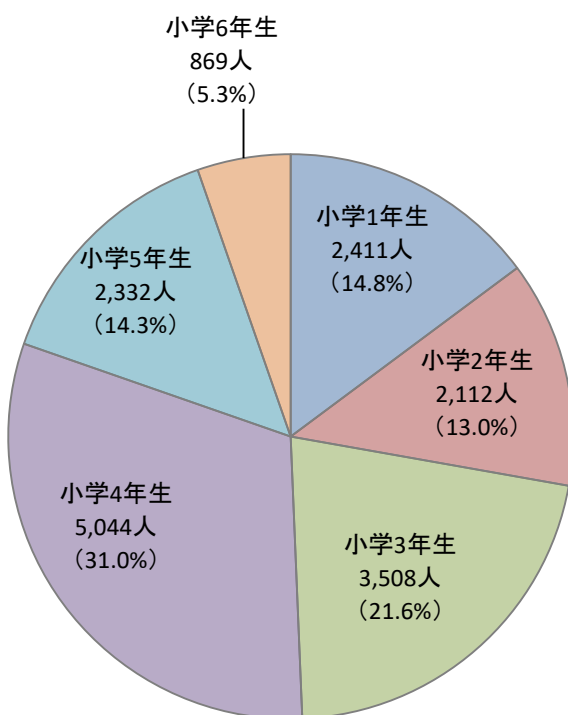


(参考) 令和4年

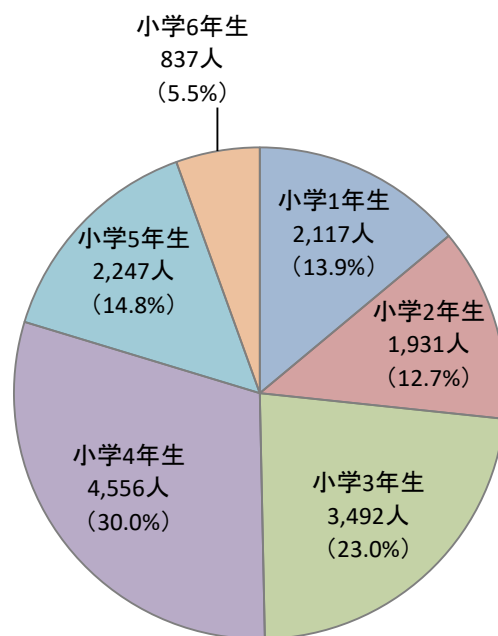


## 7. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況を見ると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で491人増加、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で605人増加した。



(参考) 令和4年





## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

\* 5月1日現在 こども家庭庁調査

(全都道府県計)

### 1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和5年	令和4年	増減
クラブ数	25,807か所	26,683か所	▲ 876か所
支援の単位数	37,034支援の単位	36,209支援の単位	825支援の単位
利用定員数	1,571,451人	1,527,751人	43,700人
登録児童数	1,457,384人	1,392,158人	65,226人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,631市町村(93.7%) [1,741市町村]	1,627市町村(93.5%) [1,741市町村]	4市町村 [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,591小学校区(89.3%) [18,585小学校区]	16,651小学校区(89.0%) [18,713小学校区]	▲ 60小学校区 [▲ 128小学校区]

注1:実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校を除く。)である。

注3:「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

(参考)過去5年間のクラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数の推移(令和2年のみ7月1日現在)

区分	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年
クラブ数(か所)	26,683	26,925	26,625	25,881	25,328
増減	-242	300	744	553	755
支援の単位数(支援の単位)	36,209	35,398	34,577	33,090	31,643
増減	811	821	1,487	1,447	1,640
利用定員数(人)	1,527,751	1,498,667	1,453,579	1,382,973	1,320,297
増減	29,084	45,088	70,606	62,676	65,583
登録児童数(人)	1,392,158	1,348,275	1,311,008	1,299,307	1,234,366
増減	43,883	37,267	11,701	64,941	63,204
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,627(93.5%) [1,741]	1,624(93.3%) [1,741]	1,623(93.2%) [1,741]	1,618(92.9%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]

### 2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	令和5年	令和4年	増減
公立公営	6,707 (26.0%)	7,359 (27.6%)	▲ 652
公立民営(合計)	12,859 (49.8%)	13,114 (49.1%)	▲ 255
社会福祉法人	3,355 (13.0%)	3,502 (13.1%)	▲ 147
公益社団法人等	1,246 (4.8%)	1,324 (5.0%)	▲ 78
NPO法人	1,753 (6.8%)	1,867 (7.0%)	▲ 114
運営委員会・保護者会	2,724 (10.6%)	2,983 (11.2%)	▲ 259
任意団体	255 (1.0%)	282 (1.1%)	▲ 27
株式会社	3,109 (12.0%)	2,802 (10.5%)	307
学校法人	194 (0.8%)	204 (0.8%)	▲ 10
その他	223 (0.9%)	150 (0.6%)	73
民立民営(合計)	6,241 (24.2%)	6,210 (23.3%)	31
社会福祉法人	2,015 (7.8%)	1,980 (7.4%)	35
公益社団法人等	485 (1.9%)	443 (1.7%)	42
NPO法人	1,116 (4.3%)	1,125 (4.2%)	▲ 9
運営委員会・保護者会	1,205 (4.7%)	1,344 (5.0%)	▲ 139
任意団体	66 (0.3%)	75 (0.3%)	▲ 9
株式会社	545 (2.1%)	485 (1.8%)	60
学校法人	348 (1.3%)	338 (1.3%)	10
その他	461 (1.8%)	420 (1.6%)	41
計	25,807 (100.0%)	26,683 (100.0%)	▲ 876

注1:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

注2:公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

### 3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	令和5年	令和4年	増減
小学校	13,362 (51.8%)	14,161 (53.1%)	▲ 799
学校の余裕教室	7,041 (27.3%)	7,465 (28.0%)	▲ 424
学校敷地内専用施設	6,321 (24.5%)	6,696 (25.1%)	▲ 375
児童館・児童センター	2,386 (9.2%)	2,402 (9.0%)	▲ 16
公有地専用施設	1,935 (7.5%)	2,040 (7.6%)	▲ 105
民有地専用施設	1,815 (7.0%)	1,821 (6.8%)	▲ 6
民家・アパート	1,609 (6.2%)	1,617 (6.1%)	▲ 8
公的施設利用	1,478 (5.7%)	1,490 (5.6%)	▲ 12
団地集会所	92 (0.4%)	90 (0.3%)	2
保育所	709 (2.7%)	715 (2.7%)	▲ 6
幼稚園	270 (1.0%)	283 (1.1%)	▲ 13
認定こども園	629 (2.4%)	609 (2.3%)	20
空き店舗	1,064 (4.1%)	1,004 (3.8%)	60
その他	458 (1.8%)	451 (1.7%)	7
計	25,807 (100.0%)	26,683 (100.0%)	▲ 876

注：( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

### 4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和5年	令和4年	増減
10人以下	739 (2.0%)	783 (2.2%)	▲ 44
11人～20人	2,535 (6.8%)	2,648 (7.3%)	▲ 113
21人～30人	6,961 (18.8%)	7,352 (20.3%)	▲ 391
31人～40人	11,922 (32.2%)	11,849 (32.7%)	73
41人～50人	8,329 (22.5%)	7,920 (21.9%)	409
51人～60人	3,706 (10.0%)	3,089 (8.5%)	617
61人～70人	1,493 (4.0%)	1,347 (3.7%)	146
71人以上	1,349 (3.6%)	1,221 (3.4%)	128
計	37,034 (100.0%)	36,209 (100.0%)	825

注：( )内は全支援の単位数(令和5年:37,034、令和4年:36,209)に対する割合である。

### 【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	令和5年	令和4年	増減
10人以下	640 (2.5%)	618 (2.3%)	22
11人～20人	1,854 (7.2%)	1,999 (7.5%)	▲ 145
21人～30人	3,351 (13.0%)	3,790 (14.2%)	▲ 439
31人～40人	5,059 (19.6%)	5,810 (21.8%)	▲ 751
41人～50人	4,295 (16.6%)	4,731 (17.7%)	▲ 436
51人～60人	2,634 (10.2%)	2,720 (10.2%)	▲ 86
61人～70人	1,865 (7.2%)	1,808 (6.8%)	57
71人以上	6,109 (23.7%)	5,207 (19.5%)	902
計	25,807 (100.0%)	26,683 (100.0%)	▲ 876

注：( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

### 5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	令和5年	令和4年	増減
10人以下	137 (0.4%)	147 (0.4%)	▲ 10
11人～20人	1,577 (4.3%)	1,577 (4.4%)	0
21人～30人	5,361 (14.5%)	5,458 (15.1%)	▲ 97
31人～40人	16,503 (44.6%)	16,099 (44.5%)	404
41人～50人	7,163 (19.3%)	6,762 (18.7%)	401
51人～60人	3,116 (8.4%)	3,036 (8.4%)	80
61人～70人	1,542 (4.2%)	1,473 (4.1%)	69
71人以上	1,519 (4.1%)	1,521 (4.2%)	▲ 2
設定していない	116 (0.3%)	136 (0.4%)	▲ 20
計	37,034 (100.0%)	36,209 (100.0%)	825

注：( )内は全支援の単位数(令和5年:37,034、令和4年:36,209)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	令和5年	令和4年	増減
10人以下	115 (0.4%)	113 (0.4%)	2
11人～20人	999 (3.9%)	1,094 (4.1%)	▲ 95
21人～30人	2,462 (9.5%)	2,706 (10.1%)	▲ 244
31人～40人	7,801 (30.2%)	8,681 (32.5%)	▲ 880
41人～50人	3,760 (14.6%)	4,044 (15.2%)	▲ 284
51人～60人	2,309 (8.9%)	2,449 (9.2%)	▲ 140
61人～70人	1,673 (6.5%)	1,729 (6.5%)	▲ 56
71人以上	6,615 (25.6%)	5,757 (21.6%)	858
設定していない	73 (0.3%)	110 (0.4%)	▲ 37
計	25,807 (100.0%)	26,683 (100.0%)	▲ 876

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和5年	令和4年	増減
小学1年生	444,833 (30.5%)	435,938 (31.3%)	8,895
小学2年生	406,190 (27.9%)	384,977 (27.7%)	21,213
小学3年生	311,862 (21.4%)	295,006 (21.2%)	16,856
小学4年生	168,749 (11.6%)	158,215 (11.4%)	10,534
小学5年生	83,072 (5.7%)	77,978 (5.6%)	5,094
小学6年生	42,678 (2.9%)	40,044 (2.9%)	2,634
計	1,457,384 (100.0%)	1,392,158 (100.0%)	65,226

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	令和5年	令和4年	増減
199日以下	47 (0.2%)	37 (0.1%)	10
200日～249日	2,705 (10.5%)	2,796 (10.5%)	▲ 91
250日～279日	6,944 (26.9%)	7,324 (27.4%)	▲ 380
280日～299日	15,870 (61.5%)	16,209 (60.7%)	▲ 339
300日以上	241 (0.9%)	317 (1.2%)	▲ 76
計	25,807 (100.0%)	26,683 (100.0%)	▲ 876

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和5年	令和4年	増減
10:59以前	2,323 (9.0%)	2,637 (9.9%)	▲ 314
11:00～11:59	1,086 (4.2%)	1,125 (4.2%)	▲ 39
12:00～12:59	4,372 (16.9%)	4,362 (16.3%)	10
13:00～13:59	10,093 (39.1%)	10,683 (40.0%)	▲ 590
14:00以降	7,933 (30.7%)	7,873 (29.5%)	60
計	25,807 (100.0%)	26,680 (100.0%)	▲ 873

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和5年:25,807]、[令和4年:26,680]は、平日に開所しているクラブ数

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和5年	令和4年	増減
17:00まで	82 (0.3%)	97 (0.4%)	▲ 15
17:01～18:00	4,544 (17.6%)	4,585 (17.2%)	▲ 41
18:01～18:30	5,556 (21.5%)	5,782 (21.7%)	▲ 226
18:31～19:00	13,755 (53.3%)	14,174 (53.1%)	▲ 419
19:01以降	1,870 (7.2%)	2,042 (7.7%)	▲ 172
計	25,807 (100.0%)	26,680 (100.0%)	▲ 873

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和5年:25,807]、[令和4年:26,680]は、平日に開所しているクラブ数

## 10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和5年	令和4年	増減
6:59以前	20 (0.1%)	15 (0.1%)	5
7:00～7:59	9,221 (35.9%)	9,441 (35.6%)	▲ 220
8:00～8:59	16,062 (62.6%)	16,746 (63.1%)	▲ 684
9:00～9:59	290 (1.1%)	287 (1.1%)	3
10:00以降	69 (0.3%)	59 (0.2%)	10
計	25,662 (100.0%)	26,548 (100.0%)	▲ 886

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和5年:25,662]、[令和4年:26,548]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

## 11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和5年	令和4年	増減
17:00まで	208 (0.8%)	259 (1.0%)	▲ 51
17:01～18:00	4,900 (19.1%)	5,006 (18.9%)	▲ 106
18:01～18:30	5,482 (21.4%)	5,712 (21.5%)	▲ 230
18:31～19:00	13,355 (52.0%)	13,667 (51.5%)	▲ 312
19:01以降	1,717 (6.7%)	1,904 (7.2%)	▲ 187
計	25,662 (100.0%)	26,548 (100.0%)	▲ 886

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和5年:25,662]、[令和4年:26,548]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

## 12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	令和5年	令和4年	増減
土曜日	23,315 (90.3%)	23,845 (89.4%)	▲ 530
[上記のうち、毎週開所以外]	[6,394]	[6,890]	[▲ 496]
日曜日	1,025 (4.0%)	1,057 (4.0%)	▲ 32
夏休み等	25,238 (97.8%)	26,015 (97.5%)	▲ 777

注1:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

注2:[ ]内は毎週開所以外のクラブ数である。

## 13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	令和5年	令和4年	増減
1人	4,581 (28.9%)	4,843 (30.6%)	▲ 262
2人	3,170 (20.0%)	3,340 (21.1%)	▲ 170
3人	2,366 (14.9%)	2,394 (15.2%)	▲ 28
4人	1,562 (9.9%)	1,633 (10.3%)	▲ 71
5人以上	4,162 (26.3%)	3,591 (22.7%)	571
計	15,841 (100.0%)	15,801 (100.0%)	40

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、令和5年:61.4%、令和4年:59.2%である。

## 14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	令和5年	令和4年	増減
障害児受入の定員無し	12,050 (76.1%)	11,976 (75.8%)	74
障害児受入の定員有り	3,791 (23.9%)	3,825 (24.2%)	▲ 34
計	15,841 (100.0%)	15,801 (100.0%)	40

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和5年:15,841]、[令和4年:15,801]は、障害児を受け入れているクラブ数。

## 15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和5年	令和4年	増減
小学1年生	14,559 (24.4%)	13,428 (25.0%)	1,131
小学2年生	15,273 (25.6%)	13,626 (25.3%)	1,647
小学3年生	13,048 (21.9%)	11,576 (21.5%)	1,472
小学4年生	8,624 (14.5%)	7,686 (14.3%)	938
小学5年生	5,118 (8.6%)	4,630 (8.6%)	488
小学6年生	3,038 (5.1%)	2,867 (5.3%)	171
計	59,660 (100.0%)	53,813 (100.0%)	5,847

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、令和5年:4.1%、令和4年:3.9%である。

16 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	令和5年	令和4年	増減
小学1年生	2,411 (14.8%) [56]	2,117 (13.9%) [39]	294 [17]
小学2年生	2,112 (13.0%) [17]	1,931 (12.7%) [25]	181 [▲ 8]
小学3年生	3,508 (21.6%) [34]	3,492 (23.0%) [36]	16 [▲ 2]
小学4年生	5,044 (31.0%) [39]	4,556 (30.0%) [53]	488 [▲ 14]
小学5年生	2,332 (14.3%) [40]	2,247 (14.8%) [26]	85 [14]
小学6年生	869 (5.3%) [19]	837 (5.5%) [17]	32 [2]
計	16,276 (100.0%) [205]	15,180 (100.0%) [196]	1,096 [9]

注:( )内は各年の総数に対する割合である。[ ]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
4月1日より受入	25,472 (98.7%)	26,320 (98.6%)	▲ 848

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

18 専用区画の有無の状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
専用区画有り	25,404 (98.4%)	26,181 (98.1%)	▲ 777

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
1.65㎡以上	21,543 (83.5%)	22,058 (82.7%)	▲ 515

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

20 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	令和5年	令和4年	増減
放課後児童支援員	107,748 (56.1%)	102,677 (56.2%)	5,071
常勤職員	53,440 (27.8%)	51,539 (28.2%)	1,901
常勤職員以外	54,308 (28.3%)	51,138 (28.0%)	3,170
補助員	80,974 (42.1%)	76,372 (41.8%)	4,602
常勤職員	10,160 (5.3%)	9,949 (5.4%)	211
常勤職員以外	70,814 (36.9%)	66,423 (36.4%)	4,391
育成支援の周辺業務を行う職員	3,422 (1.8%)	3,528 (1.9%)	▲ 106
常勤職員	639 (0.3%)	789 (0.4%)	▲ 150
常勤職員以外	2,783 (1.4%)	2,739 (1.5%)	44
常勤職員 計	64,239 (33.4%)	62,277 (34.1%)	1,962
常勤職員以外 計	127,905 (66.6%)	120,300 (65.9%)	7,605
計	192,144 (100.0%)	182,577 (100.0%)	9,567

注:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

21 雇用形態別育成支援の周辺業務を行う職員の数の状況

(人)

	令和5年	令和4年	増減
常勤職員	639 (18.7%)	789 (22.4%)	▲ 150
常勤職員以外	2,783 (81.3%)	2,739 (77.6%)	44
計	3,422 (100.0%)	3,528 (100.0%)	▲ 106

注1:「育成支援の周辺業務を行う職員」は、令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁長通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の別添10「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を活用して雇用している者をいう。

注2:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

## 22 認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況

(人)

	令和5年	令和4年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	101,805 (94.5%)	96,075 (93.6%)	5,730

注:( )内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(令和5年:107,748、令和4年:102,677)に対する割合である。

## 23 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	令和5年	令和4年	増減
1人	110 (0.3%)	41 (0.1%)	69
2人	4,407 (11.9%)	4,594 (12.7%)	▲187
3人	6,955 (18.8%)	7,360 (20.3%)	▲405
4人	7,250 (19.6%)	7,246 (20.0%)	4
5人以上	18,312 (49.4%)	16,968 (46.9%)	1,344
計	37,034 (100.0%)	36,209 (100.0%)	825

注:( )内は各年の総数に対する割合である。数値は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

## 24 支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和5年		令和4年		増減
登録児童数10人以下					
配置職員数1名	30	(4.2%)	15	(2.1%)	15
配置職員数2名	483	(67.0%)	506	(70.1%)	▲23
配置職員数3名	143	(19.8%)	126	(17.5%)	17
配置職員数4名	43	(6.0%)	41	(5.7%)	2
配置職員数5名以上	22	(3.1%)	34	(4.7%)	▲12
小計	721	(100.0%)	722	(100.0%)	▲1
登録児童数11人～20人					
配置職員数1名	27	(1.1%)	17	(0.6%)	10
配置職員数2名	1,340	(53.2%)	1,415	(54.1%)	▲75
配置職員数3名	770	(30.6%)	812	(31.0%)	▲42
配置職員数4名	292	(11.6%)	259	(9.9%)	33
配置職員数5名以上	90	(3.6%)	113	(4.3%)	▲23
小計	2,519	(100.0%)	2,616	(100.0%)	▲97
登録児童数21人～30人					
配置職員数1名	30	(0.4%)	10	(0.1%)	20
配置職員数2名	2,528	(36.6%)	2,804	(38.5%)	▲276
配置職員数3名	2,656	(38.4%)	2,801	(38.5%)	▲145
配置職員数4名	1,176	(17.0%)	1,175	(16.1%)	1
配置職員数5名以上	522	(7.6%)	494	(6.8%)	28
小計	6,912	(100.0%)	7,284	(100.0%)	▲372
登録児童数31人～40人					
配置職員数1名	35	(0.3%)	9	(0.1%)	26
配置職員数2名	3,487	(29.4%)	3,491	(29.6%)	▲4
配置職員数3名	4,531	(38.2%)	4,438	(37.7%)	93
配置職員数4名	2,563	(21.6%)	2,532	(21.5%)	31
配置職員数5名以上	1,230	(10.4%)	1,306	(11.1%)	▲76
小計	11,846	(100.0%)	11,776	(100.0%)	70
登録児童数41人～50人					
配置職員数1名	11	(0.1%)	0	(0.0%)	11
配置職員数2名	1,799	(21.7%)	1,640	(20.8%)	159
配置職員数3名	2,864	(34.5%)	2,779	(35.2%)	85
配置職員数4名	2,140	(25.8%)	2,117	(26.8%)	23
配置職員数5名以上	1,477	(17.8%)	1,352	(17.1%)	125
小計	8,291	(100.0%)	7,888	(100.0%)	403
登録児童数51人～60人					
配置職員数1名	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
配置職員数2名	630	(17.1%)	433	(14.1%)	197
配置職員数3名	1,088	(29.5%)	888	(28.8%)	200
配置職員数4名	999	(27.1%)	862	(28.0%)	137
配置職員数5名以上	973	(26.4%)	898	(29.1%)	75
小計	3,690	(100.0%)	3,081	(100.0%)	609
登録児童数61人～70人					
配置職員数1名	1	(0.1%)	0	(0.0%)	1
配置職員数2名	154	(10.3%)	140	(10.4%)	14
配置職員数3名	335	(22.5%)	331	(24.6%)	4
配置職員数4名	462	(31.0%)	368	(27.3%)	94
配置職員数5名以上	538	(36.1%)	508	(37.7%)	30
小計	1,490	(100.0%)	1,347	(100.0%)	143
登録児童数71人以上					
配置職員数1名	0	(0.0%)	1	(0.1%)	▲1
配置職員数2名	83	(6.2%)	65	(5.3%)	18
配置職員数3名	176	(13.0%)	178	(14.6%)	▲2
配置職員数4名	315	(23.4%)	290	(23.8%)	25
配置職員数5名以上	775	(57.4%)	684	(56.2%)	91
小計	1,349	(100.0%)	1,218	(100.0%)	131
合計	36,818		35,932		886

注1:( )内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:合計数(令和5年:36,818、令和4年:35,932)は特定の調査基準日(令和5年:5月12日(金)～13日(土)、令和4年:5月13日(金)～15日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

【参考】 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員数の状況

(1)放課後児童支援員数

実施規模	令和 5 年	令和 4 年	増減
(支援の単位)			
登録児童数10人以下			
放課後児童支援員数0名	16 (2.2%)	7 (1.0%)	9
放課後児童支援員数1名	285 (39.5%)	261 (36.1%)	24
放課後児童支援員数2名	350 (48.5%)	392 (54.3%)	▲ 42
放課後児童支援員数3名	51 (7.1%)	43 (6.0%)	8
放課後児童支援員数4名	12 (1.7%)	14 (1.9%)	▲ 2
放課後児童支援員数5名以上	7 (1.0%)	5 (0.7%)	2
小計	721 (100.0%)	722 (100.0%)	▲ 1
登録児童数11人～20人			
放課後児童支援員数0名	19 (0.8%)	13 (0.5%)	6
放課後児童支援員数1名	806 (32.0%)	866 (33.1%)	▲ 60
放課後児童支援員数2名	1,274 (50.6%)	1,280 (48.9%)	▲ 6
放課後児童支援員数3名	329 (13.1%)	343 (13.1%)	▲ 14
放課後児童支援員数4名	78 (3.1%)	86 (3.3%)	▲ 8
放課後児童支援員数5名以上	13 (0.5%)	28 (1.1%)	▲ 15
小計	2,519 (100.0%)	2,616 (100.0%)	▲ 97
登録児童数21人～30人			
放課後児童支援員数0名	38 (0.5%)	38 (0.5%)	0
放課後児童支援員数1名	1,809 (26.2%)	2,018 (27.7%)	▲ 209
放課後児童支援員数2名	3,277 (47.4%)	3,379 (46.4%)	▲ 102
放課後児童支援員数3名	1,353 (19.6%)	1,371 (18.8%)	▲ 18
放課後児童支援員数4名	330 (4.8%)	371 (5.1%)	▲ 41
放課後児童支援員数5名以上	105 (1.5%)	107 (1.5%)	▲ 2
小計	6,912 (100.0%)	7,284 (100.0%)	▲ 372
登録児童数31人～40人			
放課後児童支援員数0名	45 (0.4%)	41 (0.3%)	4
放課後児童支援員数1名	2,932 (24.8%)	2,904 (24.7%)	28
放課後児童支援員数2名	5,355 (45.2%)	5,268 (44.7%)	87
放課後児童支援員数3名	2,440 (20.6%)	2,404 (20.4%)	36
放課後児童支援員数4名	804 (6.8%)	862 (7.3%)	▲ 58
放課後児童支援員数5名以上	270 (2.3%)	297 (2.5%)	▲ 27
小計	11,846 (100.0%)	11,776 (100.0%)	70
登録児童数41人～50人			
放課後児童支援員数0名	26 (0.3%)	32 (0.4%)	▲ 6
放課後児童支援員数1名	1,567 (18.9%)	1,557 (19.7%)	10
放課後児童支援員数2名	3,491 (42.1%)	3,276 (41.5%)	215
放課後児童支援員数3名	2,043 (24.6%)	1,894 (24.0%)	149
放課後児童支援員数4名	842 (10.2%)	827 (10.5%)	15
放課後児童支援員数5名以上	322 (3.9%)	302 (3.8%)	20
小計	8,291 (100.0%)	7,888 (100.0%)	403
登録児童数51人～60人			
放課後児童支援員数0名	11 (0.3%)	2 (0.1%)	9
放課後児童支援員数1名	616 (16.7%)	485 (15.7%)	131
放課後児童支援員数2名	1,388 (37.6%)	1,174 (38.1%)	214
放課後児童支援員数3名	976 (26.4%)	789 (25.6%)	187
放課後児童支援員数4名	474 (12.8%)	416 (13.5%)	58
放課後児童支援員数5名以上	225 (6.1%)	215 (7.0%)	10
小計	3,690 (100.0%)	3,081 (100.0%)	609
登録児童数61人～70人			
放課後児童支援員数0名	5 (0.3%)	0 (0.0%)	5
放課後児童支援員数1名	177 (11.9%)	185 (13.7%)	▲ 8
放課後児童支援員数2名	526 (35.3%)	518 (38.5%)	8
放課後児童支援員数3名	428 (28.7%)	333 (24.7%)	95
放課後児童支援員数4名	229 (15.4%)	189 (14.0%)	40
放課後児童支援員数5名以上	125 (8.4%)	122 (9.1%)	3
小計	1,490 (100.0%)	1,347 (100.0%)	143
登録児童数71人以上			
放課後児童支援員数0名	21 (1.6%)	1 (0.1%)	20
放課後児童支援員数1名	126 (9.3%)	98 (8.0%)	28
放課後児童支援員数2名	383 (28.4%)	363 (29.8%)	20
放課後児童支援員数3名	303 (22.5%)	293 (24.1%)	10
放課後児童支援員数4名	234 (17.3%)	208 (17.1%)	26
放課後児童支援員数5名以上	282 (20.9%)	255 (20.9%)	27
小計	1,349 (100.0%)	1,218 (100.0%)	131
合計	36,818	35,932	886

注1:( )内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。  
 注2:合計数(令和5年:36,818、令和4年:35,932)は特定の調査基準日(令和5年:5月12日(金)～13日(土)、令和4年:5月13(金)～15日(日))の間に開所した全支援の単位数である。



## (2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員数

(支援の単位)

実施規模	令和5年	令和4年	増減
<b>登録児童数10人以下</b>			
放課後児童支援員数0名	39 (5.4%)	47 (6.5%)	▲ 8
放課後児童支援員数1名	304 (42.2%)	295 (40.9%)	9
放課後児童支援員数2名	318 (44.1%)	333 (46.1%)	▲ 15
放課後児童支援員数3名	43 (6.0%)	36 (5.0%)	7
放課後児童支援員数4名	13 (1.8%)	7 (1.0%)	6
放課後児童支援員数5名以上	4 (0.6%)	4 (0.6%)	0
小計	721 (100.0%)	722 (100.0%)	▲ 1
<b>登録児童数11人～20人</b>			
放課後児童支援員数0名	72 (2.9%)	85 (3.2%)	▲ 13
放課後児童支援員数1名	929 (36.9%)	1,001 (38.3%)	▲ 72
放課後児童支援員数2名	1,176 (46.7%)	1,162 (44.4%)	14
放課後児童支援員数3名	282 (11.2%)	285 (10.9%)	▲ 3
放課後児童支援員数4名	50 (2.0%)	65 (2.5%)	▲ 15
放課後児童支援員数5名以上	10 (0.4%)	18 (0.7%)	▲ 8
小計	2,519 (100.0%)	2,616 (100.0%)	▲ 97
<b>登録児童数21人～30人</b>			
放課後児童支援員数0名	156 (2.3%)	138 (1.9%)	18
放課後児童支援員数1名	2,055 (29.7%)	2,345 (32.2%)	▲ 290
放課後児童支援員数2名	3,162 (45.7%)	3,263 (44.8%)	▲ 101
放課後児童支援員数3名	1,188 (17.2%)	1,187 (16.3%)	1
放課後児童支援員数4名	269 (3.9%)	265 (3.6%)	4
放課後児童支援員数5名以上	82 (1.2%)	86 (1.2%)	▲ 4
小計	6,912 (100.0%)	7,284 (100.0%)	▲ 372
<b>登録児童数31人～40人</b>			
放課後児童支援員数0名	215 (1.8%)	163 (1.4%)	52
放課後児童支援員数1名	3,308 (27.9%)	3,342 (28.4%)	▲ 34
放課後児童支援員数2名	5,278 (44.6%)	5,299 (45.0%)	▲ 21
放課後児童支援員数3名	2,184 (18.4%)	2,102 (17.8%)	82
放課後児童支援員数4名	665 (5.6%)	657 (5.6%)	8
放課後児童支援員数5名以上	196 (1.7%)	213 (1.8%)	▲ 17
小計	11,846 (100.0%)	11,776 (100.0%)	70
<b>登録児童数41人～50人</b>			
放課後児童支援員数0名	131 (1.6%)	121 (1.5%)	10
放課後児童支援員数1名	1,777 (21.4%)	1,923 (24.4%)	▲ 146
放課後児童支援員数2名	3,555 (42.9%)	3,352 (42.5%)	203
放課後児童支援員数3名	1,884 (22.7%)	1,701 (21.6%)	183
放課後児童支援員数4名	704 (8.5%)	594 (7.5%)	110
放課後児童支援員数5名以上	240 (2.9%)	197 (2.5%)	43
小計	8,291 (100.0%)	7,888 (100.0%)	403
<b>登録児童数51人～60人</b>			
放課後児童支援員数0名	31 (0.8%)	48 (1.6%)	▲ 17
放課後児童支援員数1名	694 (18.8%)	610 (19.8%)	84
放課後児童支援員数2名	1,432 (38.8%)	1,194 (38.8%)	238
放課後児童支援員数3名	942 (25.5%)	736 (23.9%)	206
放課後児童支援員数4名	415 (11.2%)	341 (11.1%)	74
放課後児童支援員数5名以上	176 (4.8%)	152 (4.9%)	24
小計	3,690 (100.0%)	3,081 (100.0%)	609
<b>登録児童数61人～70人</b>			
放課後児童支援員数0名	12 (0.8%)	9 (0.7%)	3
放課後児童支援員数1名	208 (14.0%)	224 (16.6%)	▲ 16
放課後児童支援員数2名	555 (37.2%)	538 (39.9%)	17
放課後児童支援員数3名	412 (27.7%)	316 (23.5%)	96
放課後児童支援員数4名	203 (13.6%)	167 (12.4%)	36
放課後児童支援員数5名以上	100 (6.7%)	93 (6.9%)	7
小計	1,490 (100.0%)	1,347 (100.0%)	143
<b>登録児童数71人以上</b>			
放課後児童支援員数0名	8 (0.6%)	6 (0.5%)	2
放課後児童支援員数1名	162 (12.0%)	118 (9.7%)	44
放課後児童支援員数2名	431 (31.9%)	389 (31.9%)	42
放課後児童支援員数3名	308 (22.8%)	310 (25.5%)	▲ 2
放課後児童支援員数4名	217 (16.1%)	190 (15.6%)	27
放課後児童支援員数5名以上	223 (16.5%)	205 (16.8%)	18
小計	1,349 (100.0%)	1,218 (100.0%)	131
合計	36,818	35,932	886

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、内閣府令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。  
注2:( )内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。  
注3:合計数(令和5年:36,818、令和4年:35,932)は特定の調査基準日(令和5年:5月12日(金)～13日(土)、令和4年:5月13日(金)～15日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

## 25 支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況

(1)平日

(支援の単位)

	令和5年		令和4年		増減
13:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	13,148	(35.5%)	13,252	(36.6%)	▲ 104
配置職員数1名	1,639	(4.4%)	757	(2.1%)	882
配置職員数2名	11,657	(31.5%)	11,993	(33.1%)	▲ 336
配置職員数3名	6,253	(16.9%)	6,077	(16.8%)	176
配置職員数4名	2,629	(7.1%)	2,463	(6.8%)	166
配置職員数5名以上	1,708	(4.6%)	1,667	(4.6%)	41
14:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	286	(0.8%)	313	(0.9%)	▲ 27
配置職員数1名	166	(0.4%)	64	(0.2%)	102
配置職員数2名	11,494	(31.0%)	11,338	(31.3%)	156
配置職員数3名	13,113	(35.4%)	12,875	(35.6%)	238
配置職員数4名	7,153	(19.3%)	6,851	(18.9%)	302
配置職員数5名以上	4,822	(13.0%)	4,768	(13.2%)	54
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	18,479	(49.9%)	18,311	(50.6%)	168
配置職員数1名	1,583	(4.3%)	698	(1.9%)	885
配置職員数2名	11,844	(32.0%)	12,722	(35.1%)	▲ 878
配置職員数3名	3,463	(9.4%)	2,952	(8.2%)	511
配置職員数4名	1,056	(2.9%)	970	(2.7%)	86
配置職員数5名以上	609	(1.6%)	556	(1.5%)	53

注1:( )内は全支援の単位数(令和5年:37,034、令和4年:36,209)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和5年:5月12日(金)、令和4年:5月13日(金))の状況を示すものである。

(2)土曜日

(支援の単位)

	令和5年		令和4年		増減
7:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	30,678	(82.8%)	30,121	(83.2%)	557
配置職員数1名	918	(2.5%)	380	(1.0%)	538
配置職員数2名	4,616	(12.5%)	4,807	(13.3%)	▲ 191
配置職員数3名	558	(1.5%)	551	(1.5%)	7
配置職員数4名	196	(0.5%)	271	(0.7%)	▲ 75
配置職員数5名以上	68	(0.2%)	79	(0.2%)	▲ 11
8:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	15,814	(42.7%)	15,360	(42.4%)	454
配置職員数1名	776	(2.1%)	512	(1.4%)	264
配置職員数2名	12,012	(32.4%)	12,489	(34.5%)	▲ 477
配置職員数3名	4,232	(11.4%)	4,049	(11.2%)	183
配置職員数4名	2,780	(7.5%)	2,515	(6.9%)	265
配置職員数5名以上	1,420	(3.8%)	1,284	(3.5%)	136
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	29,801	(80.5%)	28,950	(80.0%)	851
配置職員数1名	628	(1.7%)	322	(0.9%)	306
配置職員数2名	5,636	(15.2%)	6,036	(16.7%)	▲ 400
配置職員数3名	714	(1.9%)	607	(1.7%)	107
配置職員数4名	130	(0.4%)	141	(0.4%)	▲ 11
配置職員数5名以上	125	(0.3%)	153	(0.4%)	▲ 28

注1:( )内は全支援の単位数(令和5年:37,034、令和4年:36,209)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和5年:5月13日(土)、令和4年:5月14日(土))の状況を示すものである。

【参考】上記のうち放課後児童支援員の配置

(1)放課後児童支援員数の状況

①平日

(支援の単位)

	令和5年		令和4年		増減
<b>13:59以前</b>					
開所時間外	13,148	(35.5%)	13,252	(36.6%)	▲ 104
放課後児童支援員数0名	244	(0.7%)	116	(0.3%)	128
放課後児童支援員数1名	7,687	(20.8%)	7,450	(20.6%)	237
放課後児童支援員数2名	10,985	(29.7%)	10,677	(29.5%)	308
放課後児童支援員数3名	3,505	(9.5%)	3,237	(8.9%)	268
放課後児童支援員数4名	977	(2.6%)	974	(2.7%)	3
放課後児童支援員数5名以上	488	(1.3%)	503	(1.4%)	▲ 15
<b>14:00～18:30</b>					
開所時間外	286	(0.8%)	313	(0.9%)	▲ 27
放課後児童支援員数0名	217	(0.6%)	158	(0.4%)	59
放課後児童支援員数1名	9,527	(25.7%)	9,628	(26.6%)	▲ 101
放課後児童支援員数2名	16,119	(43.5%)	15,526	(42.9%)	593
放課後児童支援員数3名	7,322	(19.8%)	6,910	(19.1%)	412
放課後児童支援員数4名	2,469	(6.7%)	2,536	(7.0%)	▲ 67
放課後児童支援員数5名以上	1,094	(3.0%)	1,138	(3.1%)	▲ 44
<b>18:31以降</b>					
開所時間外	18,479	(49.9%)	18,311	(50.6%)	168
放課後児童支援員数0名	308	(0.8%)	163	(0.5%)	145
放課後児童支援員数1名	7,577	(20.5%)	7,097	(19.6%)	480
放課後児童支援員数2名	8,514	(23.0%)	8,666	(23.9%)	▲ 152
放課後児童支援員数3名	1,600	(4.3%)	1,453	(4.0%)	147
放課後児童支援員数4名	390	(1.1%)	342	(0.9%)	48
放課後児童支援員数5名以上	166	(0.4%)	177	(0.5%)	▲ 11

注1:( )内は全支援の単位数(令和5年:37,034、令和4年:36,209)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和5年:5月12日(金)、令和4年:5月13日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和5年		令和4年		増減
<b>7:59以前</b>					
開所時間外	30,678	(82.8%)	30,121	(83.2%)	557
放課後児童支援員数0名	179	(0.5%)	66	(0.2%)	113
放課後児童支援員数1名	3,059	(8.3%)	2,943	(8.1%)	116
放課後児童支援員数2名	2,768	(7.5%)	2,712	(7.5%)	56
放課後児童支援員数3名	248	(0.7%)	266	(0.7%)	▲ 18
放課後児童支援員数4名	86	(0.2%)	80	(0.2%)	6
放課後児童支援員数5名以上	16	(0.0%)	21	(0.1%)	▲ 5
<b>8:00～18:30</b>					
開所時間外	15,814	(42.7%)	15,360	(42.4%)	454
放課後児童支援員数0名	211	(0.6%)	131	(0.4%)	80
放課後児童支援員数1名	7,813	(21.1%)	8,183	(22.6%)	▲ 370
放課後児童支援員数2名	9,564	(25.8%)	9,143	(25.3%)	421
放課後児童支援員数3名	2,362	(6.4%)	2,250	(6.2%)	112
放課後児童支援員数4名	878	(2.4%)	774	(2.1%)	104
放課後児童支援員数5名以上	392	(1.1%)	368	(1.0%)	24
<b>18:31以降</b>					
開所時間外	29,801	(80.5%)	28,950	(80.0%)	851
放課後児童支援員数0名	121	(0.3%)	43	(0.1%)	78
放課後児童支援員数1名	4,344	(11.7%)	4,260	(11.8%)	84
放課後児童支援員数2名	2,458	(6.6%)	2,593	(7.2%)	▲ 135
放課後児童支援員数3名	217	(0.6%)	261	(0.7%)	▲ 44
放課後児童支援員数4名	48	(0.1%)	44	(0.1%)	4
放課後児童支援員数5名以上	45	(0.1%)	58	(0.2%)	▲ 13

注1:( )内は全支援の単位数(令和5年:37,034、令和4年:36,209)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和5年:5月13日(土)、令和4年:5月14日(土))の状況を示すものである。

## (2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員数の状況

## ①平日

(支援の単位)

	令和5年	令和4年	増減
<b>13:59以前</b>			
開所時間外	13,148 (35.5%)	13,252 (36.6%)	▲ 104
放課後児童支援員数0名	779 (2.1%)	496 (1.4%)	283
放課後児童支援員数1名	8,195 (22.1%)	8,260 (22.8%)	▲ 65
放課後児童支援員数2名	10,535 (28.4%)	10,161 (28.1%)	374
放課後児童支援員数3名	3,142 (8.5%)	2,833 (7.8%)	309
放課後児童支援員数4名	826 (2.2%)	787 (2.2%)	39
放課後児童支援員数5名以上	409 (1.1%)	420 (1.2%)	▲ 11
<b>14:00～18:30</b>			
開所時間外	286 (0.8%)	313 (0.9%)	▲ 27
放課後児童支援員数0名	821 (2.2%)	744 (2.1%)	77
放課後児童支援員数1名	10,689 (28.9%)	11,206 (30.9%)	▲ 517
放課後児童支援員数2名	15,751 (42.5%)	15,205 (42.0%)	546
放課後児童支援員数3名	6,618 (17.9%)	6,030 (16.7%)	588
放課後児童支援員数4名	2,046 (5.5%)	1,910 (5.3%)	136
放課後児童支援員数5名以上	823 (2.2%)	801 (2.2%)	22
<b>18:31以降</b>			
開所時間外	18,479 (49.9%)	18,311 (50.6%)	168
放課後児童支援員数0名	730 (2.0%)	507 (1.4%)	223
放課後児童支援員数1名	7,881 (21.3%)	7,645 (21.1%)	236
放課後児童支援員数2名	8,012 (21.6%)	8,147 (22.5%)	▲ 135
放課後児童支援員数3名	1,483 (4.0%)	1,265 (3.5%)	218
放課後児童支援員数4名	331 (0.9%)	248 (0.7%)	83
放課後児童支援員数5名以上	118 (0.3%)	86 (0.2%)	32

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、内閣府令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:( )内は全支援の単位数(令和5年:37,034、令和4年:36,209)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和5年:5月12日(金)、令和4年:5月13日(金))の状況を示すものである。

## ②土曜日

(支援の単位)

	令和5年	令和4年	増減
<b>7:59以前</b>			
開所時間外	30,678 (82.8%)	30,121 (83.2%)	557
放課後児童支援員数0名	351 (0.9%)	229 (0.6%)	122
放課後児童支援員数1名	3,107 (8.4%)	3,174 (8.8%)	▲ 67
放課後児童支援員数2名	2,622 (7.1%)	2,366 (6.5%)	256
放課後児童支援員数3名	199 (0.5%)	228 (0.6%)	▲ 29
放課後児童支援員数4名	67 (0.2%)	75 (0.2%)	▲ 8
放課後児童支援員数5名以上	10 (0.0%)	16 (0.0%)	▲ 6
<b>8:00～18:30</b>			
開所時間外	15,814 (42.7%)	15,359 (42.4%)	455
放課後児童支援員数0名	717 (1.9%)	714 (2.0%)	3
放課後児童支援員数1名	8,337 (22.5%)	8,873 (24.5%)	▲ 536
放課後児童支援員数2名	9,036 (24.4%)	8,455 (23.4%)	581
放課後児童支援員数3名	2,111 (5.7%)	1,944 (5.4%)	167
放課後児童支援員数4名	735 (2.0%)	597 (1.6%)	138
放課後児童支援員数5名以上	284 (0.8%)	267 (0.7%)	17
<b>18:31以降</b>			
開所時間外	29,801 (80.5%)	28,950 (80.0%)	851
放課後児童支援員数0名	240 (0.6%)	230 (0.6%)	10
放課後児童支援員数1名	4,380 (11.8%)	4,323 (11.9%)	57
放課後児童支援員数2名	2,346 (6.3%)	2,416 (6.7%)	▲ 70
放課後児童支援員数3名	216 (0.6%)	236 (0.7%)	▲ 20
放課後児童支援員数4名	35 (0.1%)	36 (0.1%)	▲ 1
放課後児童支援員数5名以上	16 (0.0%)	18 (0.0%)	▲ 2

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、内閣府令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:( )内は全支援の単位数(令和5年:37,034、令和4年:36,209)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和5年:5月13日(土)、令和4年:5月14日(土))の状況を示すものである。

## 26 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	272 (12.4%)	282 (12.3%)	▲ 10

注:( )内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和5年:2,195、令和4年:2,301)に対する割合である。放課後児童支援員等は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

## 27 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	令和5年	令和4年	増減
設備運営基準第10条第3項一号	25,038 (23.2%)	24,519 (23.9%)	519
設備運営基準第10条第3項二号	965 (0.9%)	849 (0.8%)	116
設備運営基準第10条第3項三号	37,120 (34.5%)	34,836 (33.9%)	2,284
設備運営基準第10条第3項四号	24,512 (22.7%)	24,052 (23.4%)	460
設備運営基準第10条第3項五号	1,928 (1.8%)	1,811 (1.8%)	117
設備運営基準第10条第3項六号	306 (0.3%)	166 (0.2%)	140
設備運営基準第10条第3項七号	236 (0.2%)	201 (0.2%)	35
設備運営基準第10条第3項八号	95 (0.1%)	71 (0.1%)	24
設備運営基準第10条第3項九号	13,397 (12.4%)	12,339 (12.0%)	1,058
設備運営基準第10条第3項十号	3,837 (3.6%)	3,753 (3.7%)	84
その他	314 (0.3%)	80 (0.1%)	234
計	107,748 (100.0%)	102,677 (100.0%)	5,071

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・常勤以外を区別しない。

注2:設備運営基準第10条第3項

- 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。))であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。))において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

注3:「その他」は、市町村が条例により、放課後児童支援員の資格要件として独自に定めるものを指す。

## 28 放課後児童支援員の配置状況

(支援の単位)

	令和5年	令和4年	増減
市町村が定める条例基準における放課後児童支援員を配置している	36,637 (99.5%)	35,798 (99.6%)	839
設備運営基準における放課後児童支援員を配置している	36,154 (98.2%)	35,315 (98.3%)	839

注:( )内は特定の調査基準日(令和5年:5月12~13日、令和4年:5月13~15日)の間に開所した全支援の単位数(令和5年:36,818、令和4年:35,932)に対する割合である。放課後児童支援員はボランティアを含めない。

## 29 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	令和5年	令和4年	増減
同一小学校区内で 放課後子供教室を実施	13,114 (50.8%)	13,879 (52.0%)	▲ 765
うち放課後子供教室の 活動プログラムに 参加している	9,157 (35.5%)	9,498 (35.6%)	▲ 341
うち同一小学校内で実施	5,652 (42.3%)	5,869 (41.4%)	▲ 217
学校の余裕教室	3,119 (23.3%)	3,248 (22.9%)	▲ 129
学校敷地内専用施設	2,533 (19.0%)	2,621 (18.5%)	▲ 88

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校内で実施」における( )内は、学校内で実施するクラブ数(令和5年:13,362、令和4年:14,161)に対する割合である。

## 30 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和5年	令和4年	増減
点検・確認有り	1,613 (98.9%)	1,547 (95.1%)	66

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和5年:1,631、令和4年:1,627)に対する割合である。

## 31 市町村における対象児童の範囲

(市町村)

	令和5年	令和4年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	47 (2.9%)	48 (3.0%)	▲ 1
小学校4年生まで	30 (1.8%)	31 (1.9%)	▲ 1
小学校5年生まで	2 (0.1%)	3 (0.2%)	▲ 1
小学校6年生まで	1,552 (95.2%)	1,545 (95.0%)	7
計	1,631 (100.0%)	1,627 (100.0%)	4

注1:( )内はクラブ実施市町村数(令和5年:1,631、令和4年:1,627)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

## 32 対象としていない児童への対応

(市町村)

	令和5年	令和4年	増減
放課後子供教室により対応している	24 (30.4%)	26 (31.7%)	▲ 2
自治体独自の放課後児童対策により 対応している	2 (2.5%)	1 (1.2%)	1
児童館により対応している	16 (20.3%)	15 (18.3%)	1
その他	19 (24.1%)	18 (22.0%)	1
特に対応していない	18 (22.8%)	22 (26.8%)	▲ 4
計	79 (100.0%)	82 (100.0%)	▲ 3

注:( )内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(令和5年:79、令和4年:82)に対する割合である。

## 33 放課後児童クラブの情報提供の状況

(市町村)

	令和5年	令和4年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,543 (94.6%)	1,528 (93.9%)	15

注1:( )内はクラブ実施市町村数(令和5年:1,631、令和4年:1,627)に対する割合である。

注2:「情報提供」とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開することを指す。

## 34 児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

(市町村)

	令和5年	令和4年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	893 (54.8%)	901 (55.4%)	▲ 8

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和5年:1,631、令和4年:1,627)に対する割合である。

## 35 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村)

利用申込み	令和5年	令和4年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	552 (33.8%)	15 (0.9%)	537
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	522 (32.0%)	292 (17.9%)	230
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	557 (34.2%)	1,320 (81.1%)	▲ 763
計	1,631 (100.0%)	1,627 (100.0%)	4

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和5年:1,631、令和4年:1,627)に対する割合である。

利用申込みのオンライン化	令和5年	令和4年	増減
利用手続きの一部(もしくは全部)をオンライン化している	138 (8.5%)	/	—
利用手続きをオンライン化していない	1,493 (91.5%)		—
計	1,631 (100.0%)		—

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和5年:1,631)に対する割合である。

利用決定	令和5年	令和4年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	988 (60.6%)	17 (1.0%)	971
クラブのみで利用決定を行っている	399 (24.5%)	282 (17.3%)	117
市町村もクラブも利用決定を行っている	244 (15.0%)	1,328 (81.6%)	▲ 1,084
計	1,631 (100.0%)	1,627 (100.0%)	4

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和5年:1,631、令和4年:1,627)に対する割合である。

## 36 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村)

	令和5年	令和4年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	826 (50.6%)	816 (50.2%)	10

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和5年:1,631、令和4年:1,627)に対する割合である。

利用に係る優先的な取扱いの対象(複数回答)	令和5年		令和4年		増減
ひとり親家庭	659 (40.4%)	[79.8%]	650 (40.0%)	[79.7%]	9
生活保護世帯	352 (21.6%)	[42.6%]	350 (21.5%)	[42.9%]	2
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	155 (9.5%)	[18.8%]	155 (9.5%)	[19.0%]	0
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	446 (27.3%)	[54.0%]	437 (26.9%)	[53.6%]	9
児童が障害を有する場合	384 (23.5%)	[46.5%]	381 (23.4%)	[46.7%]	3
低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童	657 (40.3%)	[79.5%]	649 (39.9%)	[79.5%]	8
保護者が育児休業を終了した場合	131 (8.0%)	[15.9%]	122 (7.5%)	[15.0%]	9
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	243 (14.9%)	[29.4%]	243 (14.9%)	[29.8%]	0
その他市町村が定める事由	235 (14.4%)	[28.5%]	219 (13.5%)	[26.8%]	16

注:( )内はクラブ実施市町村数(令和5年:1,631、令和4年:1,627)に対する割合、[ ]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(令和5年:826、令和4年:816)に対する割合である。

## 37 放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況

(か所)

	令和5年		令和4年		増減
利用料の徴収を行っている	24,987	(96.8%)	25,810	(96.7%)	▲ 823
利用料の減免を行っている	22,125	[88.5%]	22,409	[86.8%]	▲ 284

注1:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

注2:[ ]内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和5年:24,987、令和4年:25,810)に対する割合である。

注3:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む。

## 38 放課後児童クラブにおける月額利用料

(か所)

利用料の月額	令和5年		令和4年		増減
2,000円未満	357	(1.4%)	372	(1.4%)	▲ 15
2,000～4,000円未満	4,014	(16.1%)	4,247	(16.5%)	▲ 233
4,000～6,000円未満	6,982	(27.9%)	7,093	(27.5%)	▲ 111
6,000～8,000円未満	5,105	(20.4%)	5,398	(20.9%)	▲ 293
8,000～10,000円未満	4,046	(16.2%)	3,958	(15.3%)	88
10,000～12,000円未満	1,986	(7.9%)	2,077	(8.0%)	▲ 91
12,000～14,000円未満	872	(3.5%)	780	(3.0%)	92
14,000～16,000円未満	446	(1.8%)	478	(1.9%)	▲ 32
16,000～18,000円未満	219	(0.9%)	225	(0.9%)	▲ 6
18,000～20,000円未満	190	(0.8%)	167	(0.6%)	23
20,000円以上	306	(1.2%)	281	(1.1%)	25
おやつ代等のみ徴収	464	(1.9%)	734	(2.8%)	▲ 270
計	24,987	(100.0%)	25,810	(100.0%)	▲ 823

注:( )内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和5年:24,987、令和4年:25,810)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	令和5年		令和4年		増減
実費徴収なし	9,390	(36.4%)	9,629	(36.1%)	▲ 239
500円未満	411	(1.6%)	421	(1.6%)	▲ 10
500～1,000円未満	1,253	(4.9%)	1,363	(5.1%)	▲ 110
1,000～1,500円未満	3,197	(12.4%)	3,384	(12.7%)	▲ 187
1,500～2,000円未満	4,627	(17.9%)	4,578	(17.2%)	49
2,000～2,500円未満	4,810	(18.6%)	5,202	(19.5%)	▲ 392
2,500～3,000円未満	993	(3.8%)	1,103	(4.1%)	▲ 110
3,000～3,500円未満	567	(2.2%)	570	(2.1%)	▲ 3
3,500円以上	559	(2.2%)	433	(1.6%)	126
計	25,807	(100.0%)	26,683	(100.0%)	▲ 876

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 39 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

## (1) 利用料減免の対象

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和5年		令和4年		増減		
生活保護受給世帯	16,733	(64.8%)	[75.6%]	16,880	(63.3%)	[75.3%]	▲ 147
市町村民税非課税世帯	10,380	(40.2%)	[46.9%]	10,584	(39.7%)	[47.2%]	▲ 204
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,898	(11.2%)	[13.1%]	3,087	(11.6%)	[13.8%]	▲ 189
就学援助受給世帯	7,262	(28.1%)	[32.8%]	6,912	(25.9%)	[30.8%]	350
ひとり親世帯	7,330	(28.4%)	[33.1%]	7,394	(27.7%)	[33.0%]	▲ 64
兄弟姉妹利用世帯	13,980	(54.2%)	[63.2%]	14,173	(53.1%)	[63.2%]	▲ 193
その他市町村が定める場合	9,749	(37.8%)	[44.1%]	9,582	(35.9%)	[42.8%]	167
その他クラブが定める場合	1,087	(4.2%)	[4.9%]	1,011	(3.8%)	[4.5%]	76

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合、

[ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和5年:22,125、令和4年:22,409)に対する割合である。



## (2) 利用料減免の方法

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和 5 年			令和 4 年			増減
生活保護受給世帯	16,879	(65.4%)	[76.3%]	17,309	(64.9%)	[77.2%]	▲ 430
利用料の免除	13,504	(52.3%)	[61.0%]	14,084	(52.8%)	[62.8%]	▲ 580
利用料の半額のみ徴収	649	(2.5%)	[2.9%]	912	(3.4%)	[4.1%]	▲ 263
所得に応じて複数段階で減額	66	(0.3%)	[0.3%]	46	(0.2%)	[0.2%]	20
その他	2,660	(10.3%)	[12.0%]	2,267	(8.5%)	[10.1%]	393
市民税非課税世帯	10,760	(41.7%)	[48.6%]	11,147	(41.8%)	[49.7%]	▲ 387
利用料の免除	5,170	(20.0%)	[23.4%]	5,830	(21.8%)	[26.0%]	▲ 660
利用料の半額のみ徴収	2,129	(8.2%)	[9.6%]	2,237	(8.4%)	[10.0%]	▲ 108
所得に応じて複数段階で減額	349	(1.4%)	[1.6%]	548	(2.1%)	[2.4%]	▲ 199
その他	3,112	(12.1%)	[14.1%]	2,532	(9.5%)	[11.3%]	580
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	3,193	(12.4%)	[14.4%]	3,257	(12.2%)	[14.5%]	▲ 64
利用料の免除	1,297	(5.0%)	[5.9%]	958	(3.6%)	[4.3%]	339
利用料の半額のみ徴収	663	(2.6%)	[3.0%]	879	(3.3%)	[3.9%]	▲ 216
所得に応じて複数段階で減額	443	(1.7%)	[2.0%]	649	(2.4%)	[2.9%]	▲ 206
その他	790	(3.1%)	[3.6%]	771	(2.9%)	[3.4%]	19
就学援助受給世帯	7,297	(28.3%)	[33.0%]	7,284	(27.3%)	[32.5%]	13
利用料の免除	2,728	(10.6%)	[12.3%]	2,741	(10.3%)	[12.2%]	▲ 13
利用料の半額のみ徴収	2,110	(8.2%)	[9.5%]	2,384	(8.9%)	[10.6%]	▲ 274
所得に応じて複数段階で減額	40	(0.2%)	[0.2%]	34	(0.1%)	[0.2%]	6
その他	2,419	(9.4%)	[10.9%]	2,125	(8.0%)	[9.5%]	294
ひとり親世帯	7,514	(29.1%)	[34.0%]	7,516	(28.2%)	[33.5%]	▲ 2
利用料の免除	366	(1.4%)	[1.7%]	365	(1.4%)	[1.6%]	1
利用料の半額のみ徴収	2,024	(7.8%)	[9.1%]	2,021	(7.6%)	[9.0%]	3
所得に応じて複数段階で減額	387	(1.5%)	[1.7%]	393	(1.5%)	[1.8%]	▲ 6
その他	4,737	(18.4%)	[21.4%]	4,737	(17.8%)	[21.1%]	0
兄弟姉妹利用世帯	14,656	(56.8%)	[66.2%]	14,868	(55.7%)	[66.3%]	▲ 212
利用料の免除	542	(2.1%)	[2.4%]	571	(2.1%)	[2.5%]	▲ 29
利用料の半額のみ徴収	5,600	(21.7%)	[25.3%]	5,811	(21.8%)	[25.9%]	▲ 211
所得に応じて複数段階で減額	65	(0.3%)	[0.3%]	34	(0.1%)	[0.2%]	31
その他	8,449	(32.7%)	[38.2%]	8,452	(31.7%)	[37.7%]	▲ 3
その他市町村が定める場合	10,427	(40.4%)	[47.1%]	10,416	(39.0%)	[46.5%]	11
利用料の免除	3,841	(14.9%)	[17.4%]	3,900	(14.6%)	[17.4%]	▲ 59
利用料の半額のみ徴収	1,833	(7.1%)	[8.3%]	2,081	(7.8%)	[9.3%]	▲ 248
所得に応じて複数段階で減額	567	(2.2%)	[2.6%]	504	(1.9%)	[2.2%]	63
その他	4,186	(16.2%)	[18.9%]	3,931	(14.7%)	[17.5%]	255
その他クラブが定める場合	1,115	(4.3%)	[5.0%]	1,030	(3.9%)	[4.6%]	85
利用料の免除	58	(0.2%)	[0.3%]	59	(0.2%)	[0.3%]	▲ 1
利用料の半額のみ徴収	143	(0.6%)	[0.6%]	159	(0.6%)	[0.7%]	▲ 16
所得に応じて複数段階で減額	10	(0.0%)	[0.0%]	5	(0.0%)	[0.0%]	5
その他	904	(3.5%)	[4.1%]	807	(3.0%)	[3.6%]	97

注：( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合、

[ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和5年:22,125、令和4年:22,409)に対する割合である。

## 40 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	令和 5 年		令和 4 年		増減
実施している	3,766	(29.3%)	3,656	(27.9%)	110
実施していない	9,093	(70.7%)	9,459	(72.1%)	▲ 366

注：( )内は公立民営クラブ数(令和5年:12,859、令和4年:13,114)に対する割合である。

## 41 おやつ提供の状況

(か所)

	令和 5 年		令和 4 年		増減
おやつ提供有り	23,186	(89.8%)	23,794	(89.2%)	▲ 608
おやつ提供無し	2,570	(10.0%)	2,889	(10.8%)	▲ 319
計	25,756	(99.8%)	26,683	(100.0%)	▲ 927

注：( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 42 保護者との連携の状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
子どもの出欠席等の把握	25,724 (99.7%)	26,587 (99.6%)	▲ 863
保護者からの相談への対応	25,627 (99.3%)	26,457 (99.2%)	▲ 830
保護者との連絡	25,727 (99.7%)	26,626 (99.8%)	▲ 899

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 43 育成支援の記録の状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
育成支援の内容を記録している	22,717 (88.0%)	23,325 (87.4%)	▲ 608

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 44 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	25,574 (99.1%)	26,447 (99.1%)	▲ 873
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	24,566 (95.2%)	25,396 (95.2%)	▲ 830

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 45 運営規程の状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
運営規程を定めている	25,120 (97.3%)	25,880 (97.0%)	▲ 760
運営規程を定めていない	687 (2.7%)	803 (3.0%)	▲ 116
計	25,807 (100.0%)	26,683 (100.0%)	▲ 876

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

運営規程に定めている事項	令和5年		令和4年		増減
事業の目的及び運営の方針	25,076	(97.2%) [99.8%]	25,814	(96.7%) [99.7%]	▲ 738
職員の職種、員数及び職務の内容	24,684	(95.6%) [98.3%]	25,349	(95.0%) [97.9%]	▲ 665
開所している日及び時間	25,008	(96.9%) [99.6%]	25,739	(96.5%) [99.5%]	▲ 731
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	24,773	(96.0%) [98.6%]	25,489	(95.5%) [98.5%]	▲ 716
利用定員	24,009	(93.0%) [95.6%]	24,613	(92.2%) [95.1%]	▲ 604
通常の事業の実施地域	24,345	(94.3%) [96.9%]	25,049	(93.9%) [96.8%]	▲ 704
事業の利用に当たっての留意事項	24,546	(95.1%) [97.7%]	25,296	(94.8%) [97.7%]	▲ 750
緊急時等における対応方法	24,510	(95.0%) [97.6%]	25,116	(94.1%) [97.0%]	▲ 606
非常災害対策	24,261	(94.0%) [96.6%]	24,878	(93.2%) [96.1%]	▲ 617
虐待の防止のための措置に関する事項	23,232	(90.0%) [92.5%]	23,532	(88.2%) [90.9%]	▲ 300
その他事業の運営に関する重要事項	10,199	(39.5%) [40.6%]	10,807	(40.5%) [41.8%]	▲ 608

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合、[ ]内は運営規程を定めているクラブ数(令和5年:25,120、令和4年:25,880)に対する割合である。

## 46 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数

(件)

	令和5年	令和4年	増減
設備運営基準第12条に規定する虐待等の発生件数	10	0	10

注1:令和5年は令和4年4月1日～令和5年3月31日、令和4年は令和3年4月1日～令和4年3月31日の件数である。

注2:放課後児童クラブにおいて発生したものに限る。

## 47 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
帳簿を整備している	25,489 (98.8%)	26,294 (98.5%)	▲ 805

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 48 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	25,178 (97.6%)	26,000 (97.4%)	▲ 822
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	20,936 (81.1%)	21,537 (80.7%)	▲ 601

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 49 学校との連携状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
学校との情報交換を行っている	25,467 (98.7%)	26,381 (98.9%)	▲ 914
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	20,350 (78.9%)	21,266 (79.7%)	▲ 916

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 50 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	15,814 (61.3%)	16,435 (61.6%)	▲ 621

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 51 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	19,441 (75.3%)	19,864 (74.4%)	▲ 423
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	16,048 (62.2%)	16,365 (61.3%)	▲ 317
医療・保健・福祉等機関と連携している	18,904 (73.3%)	19,256 (72.2%)	▲ 352

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 52 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

		令和5年	令和4年	増減
衛生管理・感染症対応を行っている		25,395 (98.4%)	26,217 (98.3%)	▲ 822
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	25,520 (98.9%)	26,413 (99.0%)	▲ 893
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	24,317 (94.2%)	24,962 (93.6%)	▲ 645
	損害賠償保険に加入している	24,791 (96.1%)	25,555 (95.8%)	▲ 764
	傷害保険に加入している	25,500 (98.8%)	26,336 (98.7%)	▲ 836
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	24,213 (93.8%)	24,954 (93.5%)	▲ 741
	定期的な避難訓練を行っている	24,410 (94.6%)	25,036 (93.8%)	▲ 626
	緊急時の連絡体制を整備している	25,171 (97.5%)	26,013 (97.5%)	▲ 842
来所・帰宅時の安全確保を行っている		23,174 (89.8%)	23,929 (89.7%)	▲ 755
設備運営基準に規定する業務継続計画を策定している		12,817 (49.7%)		—

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 53 職場倫理の自覚の状況

(か所)

		令和5年	令和4年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる		25,314 (98.1%)	26,177 (98.1%)	▲ 863

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 54 要望・苦情への対応状況

(か所)

		令和5年	令和4年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている		24,386 (94.5%)	25,109 (94.1%)	▲ 723
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている		23,804 (92.2%)	24,377 (91.4%)	▲ 573

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 55 研修受講機会の提供状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
資質向上のための研修を実施している	25,109 (97.3%)	25,923 (97.2%)	▲ 814
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	20,899 (81.0%)	21,425 (80.3%)	▲ 526
障害児受入のための研修を実施している	22,379 (86.7%)	23,131 (86.7%)	▲ 752

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	令和5年	令和4年	増減
1回未満	2,070 (8.0%)	2,857 (10.7%)	▲ 787
1回以上5回未満	14,923 (57.8%)	15,188 (56.9%)	▲ 265
5回以上10回未満	4,816 (18.7%)	4,898 (18.4%)	▲ 82
10回以上	3,998 (15.5%)	3,740 (14.0%)	258
計	25,807 (100.0%)	26,683 (100.0%)	▲ 876

注1:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	令和5年	令和4年	増減
1日未満	2,069 (8.0%)	2,863 (10.7%)	▲ 794
1日以上5日未満	14,434 (55.9%)	14,675 (55.0%)	▲ 241
5日以上10日未満	5,053 (19.6%)	5,159 (19.3%)	▲ 106
10日以上	4,251 (16.5%)	3,986 (14.9%)	265
計	25,807 (100.0%)	26,683 (100.0%)	▲ 876

注1:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

## 56 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
自己評価の実施有り	14,631 (56.7%)	14,917 (55.9%)	▲ 286
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	13,523 (52.4%)	13,981 (52.4%)	▲ 458

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合である。

## 57 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	令和5年	令和4年	増減
第三者評価の実施有り	4,254 (16.5%)	4,879 (18.3%)	▲ 625
第三者評価の結果を公表している	3,051 (11.8%) [71.7%]	3,401 (12.7%) [69.7%]	▲ 350
実施要綱別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の補助対象となる第三者評価機関による評価を受審している	738 (2.9%) [17.3%]	919 (3.4%) [18.8%]	▲ 181

注:( )内は全クラブ数(令和5年:25,807、令和4年:26,683)に対する割合、

[ ]内は第三者評価を実施しているクラブ数(令和5年:4,254、令和4年:4,879)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	613	28,579
2	青森県	178	11,393
3	岩手県	285	13,171
4	宮城県	283	16,981
5	秋田県	186	9,549
6	山形県	260	12,796
7	福島県	242	14,809
8	茨城県	582	40,083
9	栃木県	542	22,569
10	群馬県	364	16,615
11	埼玉県	1,031	53,672
12	千葉県	792	46,824
13	東京都	1,868	126,225
14	神奈川県	479	25,219
15	新潟県	340	17,032
16	富山県	167	6,820
17	石川県	241	10,565
18	福井県	168	7,424
19	山梨県	213	9,666
20	長野県	302	18,302
21	岐阜県	291	14,185
22	静岡県	493	23,015
23	愛知県	710	40,076
24	三重県	445	19,019
25	滋賀県	263	16,403
26	京都府	238	15,337
27	大阪府	381	30,244
28	兵庫県	514	24,959
29	奈良県	211	13,187
30	和歌山県	145	6,068
31	鳥取県	123	5,400
32	島根県	179	6,551
33	岡山県	230	9,715
34	広島県	274	13,153
35	山口県	264	14,021
36	徳島県	192	8,132
37	香川県	136	7,557
38	愛媛県	184	9,080
39	高知県	97	3,405
40	福岡県	467	30,456
41	佐賀県	288	12,137
42	長崎県	243	10,163
43	熊本県	349	13,714
44	大分県	244	9,654
45	宮崎県	235	8,947
46	鹿児島県	437	16,712
47	沖縄県	491	20,055
都道府県合計		17,260	909,639

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	248	24,357
49	仙台市	244	15,509
50	さいたま市	311	12,525
51	千葉市	201	12,468
52	横浜市	576	48,432
53	川崎市	139	16,162
54	相模原市	127	7,564
55	新潟市	184	12,225
56	静岡市	97	6,111
57	浜松市	166	7,233
58	名古屋市	235	9,171
59	京都市	223	16,426
60	大阪市	184	6,138
61	堺市	93	8,905
62	神戸市	245	18,013
63	岡山市	95	9,410
64	広島市	220	12,024
65	北九州市	133	12,438
66	福岡市	140	18,134
67	熊本市	181	7,211
指定都市合計		4,042	280,456

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	69	2,756
69	旭川市	97	3,413
70	青森市	51	3,341
71	八戸市	49	2,024
72	盛岡市	71	2,916
73	秋田市	55	2,338
74	山形市	81	4,026
75	福島市	83	3,556
76	郡山市	74	4,636
77	いわき市	82	3,544
78	水戸市	55	5,355
79	宇都宮市	71	6,467
80	前橋市	85	5,059
81	高崎市	101	4,274
82	川越市	36	3,629
83	川口市	56	5,873
84	越谷市	55	3,318
85	船橋市	104	5,654
86	柏市	46	4,339
87	八王子市	90	6,423
88	横須賀市	76	2,523
89	富山市	130	6,718
90	金沢市	106	5,369
91	福井市	82	3,511
92	甲府市	53	1,731
93	長野市	86	8,297
94	松本市	41	3,532
95	岐阜市	46	3,684
96	豊橋市	97	3,784
97	岡崎市	52	3,390
98	一宮市	60	3,381
99	豊田市	73	4,186
100	大津市	69	4,264
101	豊中市	38	4,857
102	吹田市	36	4,974
103	高槻市	92	3,794
104	枚方市	44	4,511
105	八尾市	31	3,732
106	寝屋川市	41	2,354
107	東大阪市	57	4,449
108	姫路市	122	4,571
109	尼崎市	89	3,436
110	明石市	28	4,006
111	西宮市	112	4,622
112	奈良市	47	4,141
113	和歌山市	106	3,529
114	鳥取市	76	3,156
115	松江市	83	3,363
116	倉敷市	65	6,073
117	呉市	41	2,737
118	福山市	72	6,209
119	下関市	37	2,569
120	高松市	82	5,088
121	松山市	57	6,156
122	高知市	89	3,908
123	久留米市	48	4,332
124	長崎市	95	6,588
125	佐世保市	73	2,615
126	大分市	70	5,553
127	宮崎市	59	4,624
128	鹿児島市	219	8,755
129	那覇市	114	5,276
中核市合計		4,505	267,289
総合計		25,807	1,457,384

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和5年	令和4年	増減
1	北海道	613	610	3
2	青森県	178	182	▲ 4
3	岩手県	285	313	▲ 28
4	宮城県	283	284	▲ 1
5	秋田県	186	187	▲ 1
6	山形県	260	266	▲ 6
7	福島県	242	246	▲ 4
8	茨城県	582	596	▲ 14
9	栃木県	542	509	33
10	群馬県	364	363	1
11	埼玉県	1,031	1,159	▲ 128
12	千葉県	792	793	▲ 1
13	東京都	1,868	1,840	28
14	神奈川県	479	506	▲ 27
15	新潟県	340	338	2
16	富山県	167	173	▲ 6
17	石川県	241	242	▲ 1
18	福井県	168	167	1
19	山梨県	213	222	▲ 9
20	長野県	302	302	0
21	岐阜県	291	309	▲ 18
22	静岡県	493	502	▲ 9
23	愛知県	710	699	11
24	三重県	445	448	▲ 3
25	滋賀県	263	274	▲ 11
26	京都府	238	252	▲ 14
27	大阪府	381	530	▲ 149
28	兵庫県	514	514	0
29	奈良県	211	207	4
30	和歌山県	145	143	2
31	鳥取県	123	121	2
32	島根県	179	177	2
33	岡山県	230	241	▲ 11
34	広島県	274	282	▲ 8
35	山口県	264	268	▲ 4
36	徳島県	192	189	3
37	香川県	136	176	▲ 40
38	愛媛県	184	181	3
39	高知県	97	96	1
40	福岡県	467	461	6
41	佐賀県	288	283	5
42	長崎県	243	243	0
43	熊本県	349	338	11
44	大分県	244	244	0
45	宮崎県	235	228	7
46	鹿児島県	437	430	7
47	沖縄県	491	472	19
都道府県合計		17,260	17,606	▲ 346

No.	指定都市名	令和5年	令和4年	増減
48	札幌市	248	248	0
49	仙台市	244	238	6
50	さいたま市	311	296	15
51	千葉市	201	176	25
52	横浜市	576	574	2
53	川崎市	139	138	1
54	相模原市	127	124	3
55	新潟市	184	182	2
56	静岡市	97	97	0
57	浜松市	166	165	1
58	名古屋市	235	239	▲ 4
59	京都市	223	218	5
60	大阪市	184	187	▲ 3
61	堺市	93	92	1
62	神戸市	245	240	5
63	岡山市	95	210	▲ 115
64	広島市	220	212	8
65	北九州市	133	133	0
66	福岡市	140	139	1
67	熊本市	181	176	5
指定都市合計		4,042	4,084	▲ 42

No.	中核市名	令和5年	令和4年	増減
68	函館市	69	68	1
69	旭川市	97	96	1
70	青森市	51	51	0
71	八戸市	49	48	1
72	盛岡市	71	68	3
73	秋田市	55	54	1
74	山形市	81	78	3
75	福島市	83	94	▲ 11
76	郡山市	74	107	▲ 33
77	いわき市	82	79	3
78	水戸市	55	98	▲ 43
79	宇都宮市	71	71	0
80	前橋市	85	87	▲ 2
81	高崎市	101	101	0
82	川越市	36	86	▲ 50
83	川口市	56	135	▲ 79
84	越谷市	55	53	2
85	船橋市	104	105	▲ 1
86	柏市	46	89	▲ 43
87	八王子市	90	90	0
88	横須賀市	76	78	▲ 2
89	富山市	130	126	4
90	金沢市	106	103	3
91	福井市	82	81	1
92	甲府市	53	53	0
93	長野市	86	87	▲ 1
94	松本市	41	41	0
95	岐阜市	46	46	0
96	豊橋市	97	98	▲ 1
97	岡崎市	52	51	1
98	一宮市	60	60	0
99	豊田市	73	72	1
100	大津市	69	65	4
101	豊中市	38	41	▲ 3
102	吹田市	36	36	0
103	高槻市	92	82	10
104	枚方市	44	96	▲ 52
105	八尾市	31	89	▲ 58
106	寝屋川市	41	41	0
107	東大阪市	57	56	1
108	姫路市	122	121	1
109	尼崎市	89	91	▲ 2
110	明石市	28	28	0
111	西宮市	112	97	15
112	奈良市	47	47	0
113	和歌山市	106	105	1
114	鳥取市	76	76	0
115	松江市	83	81	2
116	倉敷市	65	163	▲ 98
117	呉市	41	64	▲ 23
118	福山市	72	72	0
119	下関市	37	37	0
120	高松市	82	135	▲ 53
121	松山市	57	55	2
122	高知市	89	90	▲ 1
123	久留米市	48	49	▲ 1
124	長崎市	95	96	▲ 1
125	佐世保市	73	73	0
126	大分市	70	70	0
127	宮崎市	59	57	2
128	鹿児島市	219	214	5
129	那覇市	114	112	2
中核市合計		4,505	4,993	▲ 488
総合計		25,807	26,683	▲ 876

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和5年	令和4年	増減
1	北海道	28,579	27,777	802
2	青森県	11,393	11,161	232
3	岩手県	13,171	13,190	▲19
4	宮城県	16,981	16,481	500
5	秋田県	9,549	9,749	▲200
6	山形県	12,796	12,500	296
7	福島県	14,809	14,770	39
8	茨城県	40,083	38,658	1,425
9	栃木県	22,569	21,290	1,279
10	群馬県	16,615	16,311	304
11	埼玉県	53,672	51,576	2,096
12	千葉県	46,824	43,730	3,094
13	東京都	126,225	121,122	5,103
14	神奈川県	25,219	24,090	1,129
15	新潟県	17,032	16,638	394
16	富山県	6,820	6,831	▲11
17	石川県	10,565	10,187	378
18	福井県	7,424	7,109	315
19	山梨県	9,666	9,432	234
20	長野県	18,302	17,598	704
21	岐阜県	14,185	13,565	620
22	静岡県	23,015	22,023	992
23	愛知県	40,076	38,054	2,022
24	三重県	19,019	18,051	968
25	滋賀県	16,403	15,968	435
26	京都府	15,337	14,453	884
27	大阪府	30,244	28,893	1,351
28	兵庫県	24,959	24,354	605
29	奈良県	13,187	12,597	590
30	和歌山県	6,068	6,142	▲74
31	鳥取県	5,400	5,430	▲30
32	島根県	6,551	6,531	20
33	岡山県	9,715	9,439	276
34	広島県	13,153	12,637	516
35	山口県	14,021	13,800	221
36	徳島県	8,132	8,174	▲42
37	香川県	7,557	7,266	291
38	愛媛県	9,080	8,804	276
39	高知県	3,405	3,330	75
40	福岡県	30,456	29,615	841
41	佐賀県	12,137	11,851	286
42	長崎県	10,163	10,002	161
43	熊本県	13,714	13,147	567
44	大分県	9,654	9,408	246
45	宮崎県	8,947	8,563	384
46	鹿児島県	16,712	16,489	223
47	沖縄県	20,055	19,246	809
都道府県合計		909,639	878,032	31,607

No.	指定都市名	令和5年	令和4年	増減
48	札幌市	24,357	24,024	333
49	仙台市	15,509	15,008	501
50	さいたま市	12,525	12,040	485
51	千葉市	12,468	9,893	2,575
52	横浜市	48,432	35,258	13,174
53	川崎市	16,162	14,405	1,757
54	相模原市	7,564	7,357	207
55	新潟市	12,225	11,620	605
56	静岡市	6,111	5,935	176
57	浜松市	7,233	7,071	162
58	名古屋市	9,171	8,764	407
59	京都市	16,426	15,574	852
60	大阪市	6,138	6,163	▲25
61	堺市	8,905	8,417	488
62	神戸市	18,013	16,752	1,261
63	岡山市	9,410	8,829	581
64	広島市	12,024	12,512	▲488
65	北九州市	12,438	11,928	510
66	福岡市	18,134	17,492	642
67	熊本市	7,211	6,687	524
指定都市合計		280,456	255,729	24,727

No.	中核市名	令和5年	令和4年	増減
68	函館市	2,756	2,674	82
69	旭川市	3,413	3,260	153
70	青森市	3,341	3,160	181
71	八戸市	2,024	2,024	0
72	盛岡市	2,916	3,325	▲409
73	秋田市	2,338	2,289	49
74	山形市	4026	3944	82
75	福島市	3,556	3,419	137
76	郡山市	4,636	4,369	267
77	いわき市	3,544	3,341	203
78	水戸市	5,355	5,118	237
79	宇都宮市	6,467	6,116	351
80	前橋市	5,059	4,660	399
81	高崎市	4,274	4,195	79
82	川越市	3,629	3,371	258
83	川口市	5,873	5,354	519
84	越谷市	3,318	3,170	148
85	船橋市	5,654	5,580	74
86	柏市	4,339	3,876	463
87	八王子市	6,423	6,419	4
88	横須賀市	2,523	2,336	187
89	富山市	6,718	6,356	362
90	金沢市	5,369	5,185	184
91	福井市	3,511	3,565	▲54
92	甲府市	1,731	1,732	▲1
93	長野市	8,297	8,435	▲138
94	松本市	3,532	3,351	181
95	岐阜市	3,684	3,517	167
96	豊橋市	3,784	3,696	88
97	岡崎市	3,390	3,180	210
98	一宮市	3,381	3,377	4
99	豊田市	4,186	3,928	258
100	大津市	4,264	3,937	327
101	豊中市	4,857	4,592	265
102	吹田市	4,974	4,680	294
103	高槻市	3,794	3,539	255
104	枚方市	4,511	4,663	▲152
105	八尾市	3,732	3,510	222
106	寝屋川市	2,354	2,224	130
107	東大阪市	4,449	4,334	115
108	姫路市	4,571	4,465	106
109	尼崎市	3,436	3,392	44
110	明石市	4,006	3,701	305
111	西宮市	4,622	4,248	374
112	奈良市	4,141	3,907	234
113	和歌山市	3,529	3,668	▲139
114	鳥取市	3,156	3,048	108
115	松江市	3,363	3,311	52
116	倉敷市	6,073	5,759	314
117	呉市	2,737	2,675	62
118	福山市	6,209	6,087	122
119	下関市	2,569	2,539	30
120	高松市	5,088	5,012	76
121	松山市	6,156	5,821	335
122	高知市	3,908	3,909	▲1
123	久留米市	4,332	4,546	▲214
124	長崎市	6,588	6,606	▲18
125	佐世保市	2,615	2,536	79
126	大分市	5,553	5,316	237
127	宮崎市	4,624	4,559	65
128	鹿児島市	8,755	8,414	341
129	那覇市	5,276	5,077	199
中核市合計		267,289	258,397	8,892
総合計		1,457,384	1,392,158	65,226



利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

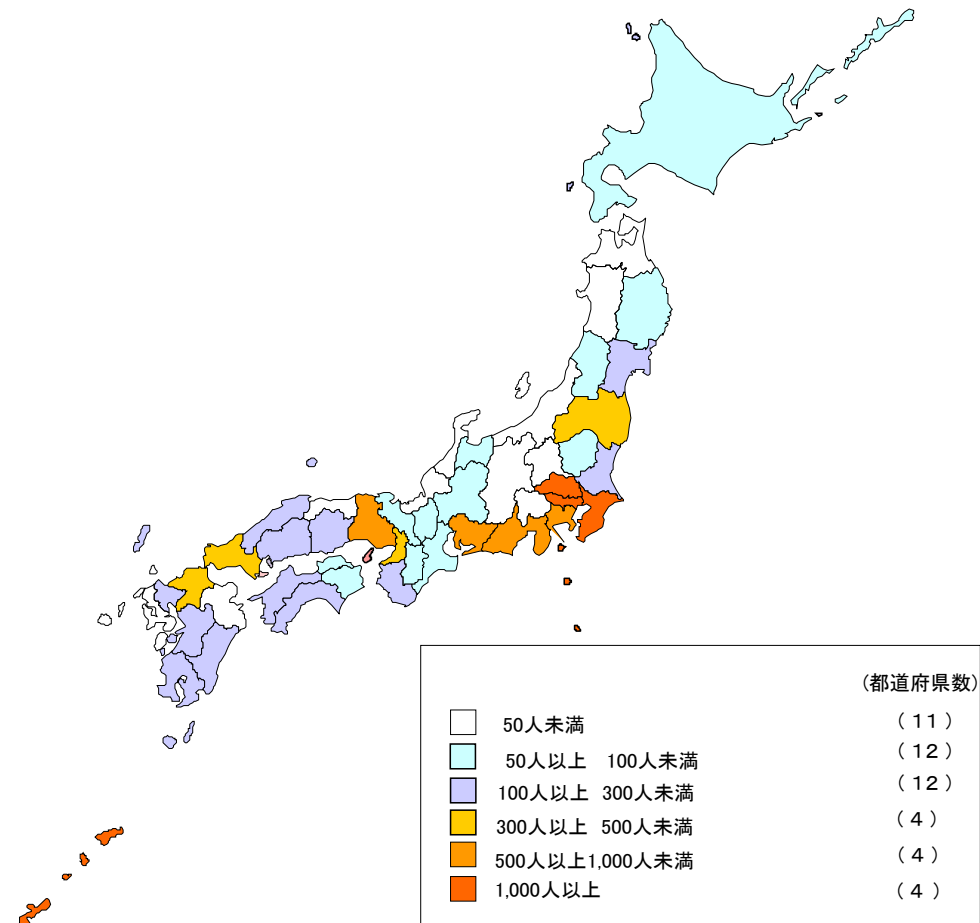
（単位：人）

No.	都道府県名	令和5年	令和4年	増減
1	北海道	74	164	▲ 90
2	青森県	0	5	▲ 5
3	岩手県	29	69	▲ 40
4	宮城県	246	252	▲ 6
5	秋田県	32	41	▲ 9
6	山形県	57	62	▲ 5
7	福島県	276	251	25
8	茨城県	236	235	1
9	栃木県	79	14	65
10	群馬県	4	0	4
11	埼玉県	1,224	1,030	194
12	千葉県	777	745	32
13	東京都	3,524	3,465	59
14	神奈川県	652	467	185
15	新潟県	37	25	12
16	富山県	50	68	▲ 18
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	16	31	▲ 15
20	長野県	3	0	3
21	岐阜県	47	38	9
22	静岡県	420	512	▲ 92
23	愛知県	391	298	93
24	三重県	78	52	26
25	滋賀県	60	41	19
26	京都府	66	18	48
27	大阪府	202	199	3
28	兵庫県	477	449	28
29	奈良県	77	44	33
30	和歌山県	57	116	▲ 59
31	鳥取県	19	27	▲ 8
32	島根県	80	90	▲ 10
33	岡山県	46	3	43
34	広島県	143	99	44
35	山口県	387	378	9
36	徳島県	83	80	3
37	香川県	13	27	▲ 14
38	愛媛県	188	189	▲ 1
39	高知県	70	57	13
40	福岡県	441	357	84
41	佐賀県	185	173	12
42	長崎県	31	24	7
43	熊本県	215	181	34
44	大分県	33	24	9
45	宮崎県	103	140	▲ 37
46	鹿児島県	98	121	▲ 23
47	沖縄県	999	640	359
都道府県合計		12,325	11,301	1,024

No.	指定都市名	令和5年	令和4年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	11	20	▲ 9
50	さいたま市	329	311	18
51	千葉市	71	83	▲ 12
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	111	107	4
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	64	30	34
57	浜松市	190	261	▲ 71
58	名古屋市	46	37	9
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	193	167	26
64	広島市	19	165	▲ 146
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	1	8	▲ 7
指定都市合計		1,035	1,189	▲ 154

No.	中核市名	令和5年	令和4年	増減
68	函館市	1	3	▲ 2
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	2	0	2
72	盛岡市	35	42	▲ 7
73	秋田市	11	16	▲ 5
74	山形市	0	0	0
75	福島市	3	9	▲ 6
76	郡山市	132	161	▲ 29
77	いわき市	39	24	15
78	水戸市	0	0	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	3	0	3
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	328	213	115
85	船橋市	338	311	27
86	柏市	41	40	1
87	八王子市	0	0	0
88	横須賀市	50	11	39
89	富山市	36	47	▲ 11
90	金沢市	35	8	27
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	44	38	6
96	豊橋市	28	1	27
97	岡崎市	105	129	▲ 24
98	一宮市	0	0	0
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	192	68	124
103	高槻市	30	55	▲ 25
104	枚方市	6	114	▲ 108
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	42	98	▲ 56
108	姫路市	137	34	103
109	尼崎市	205	416	▲ 211
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	173	116	57
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	191	128	63
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	31	41	▲ 10
116	倉敷市	47	55	▲ 8
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	96	132	▲ 36
120	高松市	82	161	▲ 79
121	松山市	83	37	46
122	高知市	66	64	2
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	4	0	4
126	大分市	0	0	0
127	宮崎市	159	59	100
128	鹿児島市	64	34	30
129	那覇市	77	25	52
中核市合計		2,916	2,690	226
総合計		16,276	15,180	1,096

令和5年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
	人
北海道	75
青森県	2
岩手県	64
宮城県	257
秋田県	43
山形県	57
福島県	450
茨城県	236
栃木県	79
群馬県	7
埼玉県	1,881
千葉県	1,227
東京都	3,524
神奈川県	813
新潟県	37
富山県	86
石川県	35
福井県	0
山梨県	16
長野県	3
岐阜県	91
静岡県	674
愛知県	570
三重県	78
滋賀県	60
京都府	66
大阪府	472
兵庫県	992
奈良県	77
和歌山県	248
鳥取県	19
島根県	111
岡山県	286
広島県	162
山口県	483
徳島県	83
香川県	95
愛媛県	271
高知県	136
福岡県	441
佐賀県	185
長崎県	35
熊本県	216
大分県	33
宮崎県	262
鹿児島県	162
沖縄県	1,076
計	16,276

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：市町村）

No.	都道府県名	令和5年	令和4年	増減
1	北海道	7	9	▲ 2
2	青森県	0	1	▲ 1
3	岩手県	1	4	▲ 3
4	宮城県	9	13	▲ 4
5	秋田県	3	4	▲ 1
6	山形県	5	5	0
7	福島県	11	9	2
8	茨城県	10	12	▲ 2
9	栃木県	2	4	▲ 2
10	群馬県	1	0	1
11	埼玉県	22	24	▲ 2
12	千葉県	19	16	3
13	東京都	32	32	0
14	神奈川県	9	9	0
15	新潟県	4	3	1
16	富山県	2	2	0
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	1	2	▲ 1
20	長野県	1	0	1
21	岐阜県	7	7	0
22	静岡県	18	12	6
23	愛知県	15	15	0
24	三重県	5	5	0
25	滋賀県	4	4	0
26	京都府	4	1	3
27	大阪府	9	11	▲ 2
28	兵庫県	13	9	4
29	奈良県	6	4	2
30	和歌山県	5	7	▲ 2
31	鳥取県	1	3	▲ 2
32	島根県	4	5	▲ 1
33	岡山県	3	1	2
34	広島県	5	2	3
35	山口県	7	6	1
36	徳島県	4	4	0
37	香川県	1	2	▲ 1
38	愛媛県	8	8	0
39	高知県	7	6	1
40	福岡県	20	19	1
41	佐賀県	7	6	1
42	長崎県	2	3	▲ 1
43	熊本県	10	9	1
44	大分県	4	4	0
45	宮崎県	6	7	▲ 1
46	鹿児島県	8	10	▲ 2
47	沖縄県	20	19	1
都道府県合計		342	338	4

No.	指定都市名	令和5年	令和4年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	1	1	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	1	1	0
指定都市合計		10	10	0

No.	中核市名	令和5年	令和4年	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	1	0	1
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	山形市	0	0	0
75	福島市	1	1	0
76	郡山市	1	1	0
77	いわき市	1	1	0
78	水戸市	0	0	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	1	0	1
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	1	1	0
85	船橋市	1	1	0
86	柏市	1	1	0
87	八王子市	0	0	0
88	横須賀市	1	1	0
89	富山市	1	1	0
90	金沢市	1	1	0
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	1	1	0
96	豊橋市	1	1	0
97	岡崎市	1	1	0
98	一宮市	0	0	0
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	1	1	0
103	高槻市	1	1	0
104	枚方市	1	1	0
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	1	1	0
108	姫路市	1	1	0
109	尼崎市	1	1	0
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	1	1	0
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	1	1	0
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	1	1	0
116	倉敷市	1	1	0
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	1	1	0
120	高松市	1	1	0
121	松山市	1	1	0
122	高知市	1	1	0
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	1	0	1
126	大分市	0	0	0
127	宮崎市	1	1	0
128	鹿児島市	1	1	0
129	那覇市	1	1	0
中核市合計		35	32	3
総合計		387	380	7

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

(単位：人)

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	千葉県	船橋市	338
2	埼玉県	所沢市	337
3	埼玉県	さいたま市	329
4	埼玉県	越谷市	328
5	東京都	葛飾区	328
6	東京都	練馬区	292
7	東京都	足立区	263
8	東京都	中央区	257
9	東京都	杉並区	257
10	山口県	山口市	220
11	東京都	立川市	212
12	兵庫県	尼崎市	205
13	岡山県	岡山市	193
14	神奈川県	茅ヶ崎市	192
15	大阪府	吹田市 *	192
16	和歌山県	和歌山市	191
17	静岡県	浜松市	190
18	千葉県	市川市	183
19	埼玉県	熊谷市	181
20	東京都	台東区	179
21	兵庫県	西宮市 *	173
22	兵庫県	宝塚市	165
23	宮崎県	宮崎市	159
24	沖縄県	沖縄市	153
25	千葉県	印西市	146
26	東京都	稲城市	139
27	兵庫県	姫路市	137
28	福島県	郡山市	132
29	沖縄県	八重瀬町	128
30	千葉県	八千代市	125
31	東京都	狛江市	124
32	神奈川県	伊勢原市	120
33	東京都	調布市	118
34	東京都	江東区 *	117
35	静岡県	磐田市	115
36	東京都	目黒区	114
37	東京都	大田区	112
38	沖縄県	糸満市	112
39	神奈川県	相模原市 *	111
40	神奈川県	藤沢市	109
41	埼玉県	春日部市	105
42	愛知県	岡崎市	105
43	愛媛県	四国中央市	98
44	茨城県	つくば市	97
45	東京都	多摩市 *	97
46	山口県	下関市	96
47	東京都	港区	95
48	東京都	昭島市 *	95
49	埼玉県	入間市	91
50	埼玉県	狭山市	88
51	東京都	あきる野市	87
52	静岡県	藤枝市	87
53	東京都	東久留米市	84
54	東京都	中野区 *	83
55	静岡県	島田市	83
56	愛媛県	松山市	83

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
57	香川県	高松市	82
58	熊本県	荒尾市	81
59	山口県	岩国市	80
60	神奈川県	厚木市	79
61	沖縄県	南城市	79
62	愛知県	長久手市	78
63	千葉県	成田市	77
64	沖縄県	那覇市	77
65	東京都	文京区 *	76
66	東京都	青梅市	76
67	沖縄県	宜野湾市	76
68	千葉県	市原市	73
69	広島県	東広島市	72
70	千葉県	千葉市	71
71	福島県	会津若松市	68
72	埼玉県	朝霞市	68
73	高知県	高知市	66
74	佐賀県	鳥栖市	65
75	静岡県	静岡市	64
76	鹿児島県	鹿児島市	64
77	沖縄県	読谷村	64
78	栃木県	栃木市	63
79	埼玉県	蓮田市	63
80	東京都	西東京市 *	63
81	鳥根県	出雲市	60
82	福岡県	福津市	60
83	福岡県	粕屋町	60
84	沖縄県	宮古島市	60
85	愛知県	豊川市	59
86	沖縄県	北谷町	59
87	宮城県	登米市	58
88	沖縄県	南風原町	56
89	茨城県	ひたちなか市	54
90	佐賀県	唐津市	54
91	沖縄県	浦添市	54
92	神奈川県	座間市	52
93	奈良県	桜井市	52
94	宮城県	石巻市	51
95	兵庫県	三田市	51
96	兵庫県	淡路市	51
97	神奈川県	横須賀市	50
98	愛知県	江南市	50
99	福岡県	篠栗町	50
100			
101			
102			
103			
104			
105			
106			
107			
108			
109			
110			
111			
112			

- (※) 本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
  - ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
  - ・他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。
  - ※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
    - (1) 開所時間が保護者の希望にしている。(例：希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない)
    - (2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例：通常の交通手段により、20～30分で通所が可能)
  - ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
  - ・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
  - ・保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、本調査の待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。
  - ・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自治体が定めるところであり、市区町村名右の\*は、利用対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外としている自治体を示す。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	3,079	1,326	43.1%
2	青森県	830	497	59.9%
3	岩手県	1,633	758	46.4%
4	宮城県	1,780	957	53.8%
5	秋田県	1,090	519	47.6%
6	山形県	1,369	723	52.8%
7	福島県	1,360	724	53.2%
8	茨城県	4,554	1,031	22.6%
9	栃木県	2,955	1,111	37.6%
10	群馬県	2,165	762	35.2%
11	埼玉県	7,335	2,666	36.3%
12	千葉県	6,208	1,880	30.3%
13	東京都	18,135	6,587	36.3%
14	神奈川県	3,773	997	26.4%
15	新潟県	2,040	913	44.8%
16	富山県	1,243	118	9.5%
17	石川県	1,183	408	34.5%
18	福井県	812	406	50.0%
19	山梨県	754	506	67.1%
20	長野県	1,643	549	33.4%
21	岐阜県	1,993	614	30.8%
22	静岡県	2,871	1,101	38.3%
23	愛知県	5,254	1,055	20.1%
24	三重県	3,144	736	23.4%
25	滋賀県	2,429	762	31.4%
26	京都府	1,619	645	39.8%
27	大阪府	2,934	889	30.3%
28	兵庫県	3,051	1,243	40.7%
29	奈良県	1,521	448	29.5%
30	和歌山県	889	266	29.9%
31	鳥取県	867	305	35.2%
32	島根県	1,157	373	32.2%
33	岡山県	1,793	603	33.6%
34	広島県	1,689	549	32.5%
35	山口県	2,069	394	19.0%
36	徳島県	1,139	502	44.1%
37	香川県	834	340	40.8%
38	愛媛県	1,275	121	9.5%
39	高知県	554	233	42.1%
40	福岡県	3,500	1,098	31.4%
41	佐賀県	1,561	614	39.3%
42	長崎県	1,372	559	40.7%
43	熊本県	1,831	693	37.8%
44	大分県	1,507	505	33.5%
45	宮崎県	1,196	534	44.6%
46	鹿児島県	2,443	860	35.2%
47	沖縄県	2,858	1,454	50.9%
都道府県合計		117,291	40,934	34.9%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	1,714	569	33.2%
49	仙台市	1,311	969	73.9%
50	さいたま市	2,151	695	32.3%
51	千葉市	1,363	662	48.6%
52	横浜市	9,145	1,306	14.3%
53	川崎市	1,808	392	21.7%
54	相模原市	1,616	111	6.9%
55	新潟市	1,192	449	37.7%
56	静岡市	594	271	45.6%
57	浜松市	1,450	160	11.0%
58	名古屋市	2,434	507	20.8%
59	京都市	1,155	649	56.2%
60	大阪市	1,238	299	24.2%
61	堺市	1,276	96	7.5%
62	神戸市	2,477	495	20.0%
63	岡山市	1,387	383	27.6%
64	広島市	2,577	642	24.9%
65	北九州市	1,701	351	20.6%
66	福岡市	851	688	80.8%
67	熊本市	681	246	36.1%
指定都市合計		38,121	9,940	26.1%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	456	195	42.8%
69	旭川市	480	205	42.7%
70	青森市	237	199	84.0%
71	八戸市	229	119	52.0%
72	盛岡市	466	160	34.3%
73	秋田市	373	171	45.8%
74	山形市	398	240	60.3%
75	福島市	535	266	49.7%
76	郡山市	588	63	10.7%
77	いわき市	454	238	52.4%
78	水戸市	565	104	18.4%
79	宇都宮市	708	271	38.3%
80	前橋市	627	222	35.4%
81	高崎市	583	196	33.6%
82	川越市	266	192	72.2%
83	川口市	495	83	16.8%
84	越谷市	237	211	89.0%
85	船橋市	562	562	100.0%
86	柏市	359	176	49.0%
87	八王子市	845	187	22.1%
88	横須賀市	598	111	18.6%
89	富山市	902	223	24.7%
90	金沢市	713	231	32.4%
91	福井市	692	118	17.1%
92	甲府市	154	95	61.7%
93	長野市	1,026	389	37.9%
94	松本市	384	118	30.7%
95	岐阜市	335	76	22.7%
96	豊橋市	552	91	16.5%
97	岡崎市	750	178	23.7%
98	一宮市	507	33	6.5%
99	豊田市	866	74	8.5%
100	大津市	590	237	40.2%
101	豊中市	294	226	76.9%
102	吹田市	522	260	49.8%
103	高槻市	413	6	1.5%
104	枚方市	422	158	37.4%
105	八尾市	285	266	93.3%
106	寝屋川市	145	145	100.0%
107	東大阪市	561	212	37.8%
108	姫路市	558	54	9.7%
109	尼崎市	400	204	51.0%
110	明石市	346	109	31.5%
111	西宮市	569	238	41.8%
112	奈良市	538	190	35.3%
113	和歌山市	508	390	76.8%
114	鳥取市	442	188	42.5%
115	松江市	608	194	31.9%
116	倉敷市	1,019	385	37.8%
117	呉市	268	95	35.4%
118	福山市	381	367	96.3%
119	下関市	196	113	57.7%
120	高松市	981	822	83.8%
121	松山市	984	299	30.4%
122	高知市	295	240	81.4%
123	久留米市	255	85	33.3%
124	長崎市	952	291	30.6%
125	佐世保市	435	181	41.6%
126	大分市	569	142	25.0%
127	宮崎市	548	215	39.2%
128	鹿児島市	1,484	62	4.2%
129	那覇市	800	555	69.4%
中核市合計		33,310	12,726	38.2%
総合計		188,722	63,600	33.7%

※放課後児童支援員等は、育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	148	51	199	32.5%
2	青森県	50	19	69	38.8%
3	岩手県	40	65	105	36.8%
4	宮城県	63	68	131	46.3%
5	秋田県	63	24	87	46.8%
6	山形県	43	45	88	33.8%
7	福島県	74	32	106	43.8%
8	茨城県	192	126	318	54.6%
9	栃木県	134	111	245	45.2%
10	群馬県	51	65	116	31.9%
11	埼玉県	258	349	607	58.9%
12	千葉県	336	246	582	73.5%
13	東京都	591	436	1,027	55.0%
14	神奈川県	147	45	192	40.1%
15	新潟県	137	51	188	55.3%
16	富山県	57	35	92	55.1%
17	石川県	49	56	105	43.6%
18	福井県	38	5	43	25.6%
19	山梨県	44	20	64	30.0%
20	長野県	83	46	129	42.7%
21	岐阜県	153	70	223	76.6%
22	静岡県	156	159	315	63.9%
23	愛知県	219	170	389	54.8%
24	三重県	45	100	145	32.6%
25	滋賀県	46	65	111	42.2%
26	京都府	79	94	173	72.7%
27	大阪府	218	128	346	90.8%
28	兵庫県	190	165	355	69.1%
29	奈良県	63	68	131	62.1%
30	和歌山県	55	36	91	62.8%
31	鳥取県	26	14	40	32.5%
32	島根県	36	38	74	41.3%
33	岡山県	71	49	120	52.2%
34	広島県	66	75	141	51.5%
35	山口県	75	93	168	63.6%
36	徳島県	30	48	78	40.6%
37	香川県	38	34	72	52.9%
38	愛媛県	65	48	113	61.4%
39	高知県	27	42	69	71.1%
40	福岡県	92	240	332	71.1%
41	佐賀県	115	117	232	80.6%
42	長崎県	6	25	31	12.8%
43	熊本県	33	95	128	36.7%
44	大分県	55	57	112	45.9%
45	宮崎県	59	17	76	32.3%
46	鹿児島県	42	30	72	16.5%
47	沖縄県	15	51	66	13.4%
都道府県合計		4,673	4,023	8,696	50.4%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	90	0	90	36.3%
49	仙台市	71	4	75	30.7%
50	さいたま市	43	35	78	25.1%
51	千葉市	78	68	146	72.6%
52	横浜市	315	22	337	58.5%
53	川崎市	0	114	114	82.0%
54	相模原市	17	23	40	31.5%
55	新潟市	30	82	112	60.9%
56	静岡市	42	29	71	73.2%
57	浜松市	46	93	139	83.7%
58	名古屋市	53	2	55	23.4%
59	京都市	53	9	62	27.8%
60	大阪市	81	0	81	44.0%
61	堺市	65	25	90	96.8%
62	神戸市	53	19	72	29.4%
63	岡山市	16	66	82	86.3%
64	広島市	4	11	15	6.8%
65	北九州市	14	78	92	69.2%
66	福岡市	24	116	140	100.0%
67	熊本市	60	93	153	84.5%
指定都市合計		1,155	889	2,044	50.6%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	17	1	18	26.1%
69	旭川市	30	24	54	55.7%
70	青森市	31	3	34	66.7%
71	八戸市	10	5	15	30.6%
72	盛岡市	2	3	5	7.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	32	10	42	51.9%
75	福島市	4	8	12	14.5%
76	郡山市	32	12	44	59.5%
77	いわき市	23	34	57	69.5%
78	水戸市	19	12	31	56.4%
79	宇都宮市	9	56	65	91.5%
80	前橋市	10	24	34	40.0%
81	高崎市	10	60	70	69.3%
82	川越市	22	10	32	88.9%
83	川口市	32	19	51	91.1%
84	越谷市	10	38	48	87.3%
85	船橋市	43	50	93	89.4%
86	柏市	0	41	41	89.1%
87	八王子市	28	27	55	61.1%
88	横須賀市	30	0	30	39.5%
89	富山市	19	33	52	40.0%
90	金沢市	10	6	16	15.1%
91	福井市	32	0	32	39.0%
92	甲府市	8	13	21	39.6%
93	長野市	50	0	50	58.1%
94	松本市	3	9	12	29.3%
95	岐阜市	45	0	45	97.8%
96	豊橋市	23	16	39	40.2%
97	岡崎市	5	3	8	15.4%
98	一宮市	2	4	6	10.0%
99	豊田市	33	37	70	95.9%
100	大津市	8	14	22	31.9%
101	豊中市	32	6	38	100.0%
102	吹田市	0	35	35	97.2%
103	高槻市	26	34	60	65.2%
104	枚方市	0	41	41	93.2%
105	八尾市	15	9	24	77.4%
106	寝屋川市	34	7	41	100.0%
107	東大阪市	25	25	50	87.7%
108	姫路市	12	70	82	67.2%
109	尼崎市	13	43	56	62.9%
110	明石市	10	18	28	100.0%
111	西宮市	8	90	98	87.5%
112	奈良市	7	32	43	91.5%
113	和歌山市	75	19	94	88.7%
114	鳥取市	34	14	48	63.2%
115	松江市	13	13	26	31.3%
116	倉敷市	17	35	52	80.0%
117	呉市	25	9	34	82.9%
118	福山市	33	26	59	81.9%
119	下関市	25	9	34	91.9%
120	高松市	18	26	44	53.7%
121	松山市	5	26	31	54.4%
122	高知市	33	47	80	89.9%
123	久留米市	0	43	43	89.6%
124	長崎市	21	19	40	42.1%
125	佐世保市	1	11	12	16.4%
126	大分市	17	35	52	74.3%
127	宮崎市	20	20	40	67.8%
128	鹿児島市	53	54	107	48.9%
129	那覇市	9	17	26	22.8%
中核市合計		1,213	1,409	2,622	58.2%
総合計		7,041	6,321	13,362	51.8%

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	34	13	47	23.6%
2	青森県	5	9	14	20.3%
3	岩手県	5	10	15	14.3%
4	宮城県	10	8	18	13.7%
5	秋田県	23	6	29	33.3%
6	山形県	12	8	20	22.7%
7	福島県	25	8	33	31.1%
8	茨城県	92	73	165	51.9%
9	栃木県	42	15	57	23.3%
10	群馬県	28	16	44	37.9%
11	埼玉県	175	213	388	63.9%
12	千葉県	116	64	180	30.9%
13	東京都	509	321	830	80.8%
14	神奈川県	84	24	108	56.3%
15	新潟県	8	4	12	6.4%
16	富山県	21	14	35	38.0%
17	石川県	1	10	11	10.5%
18	福井県	4	0	4	9.3%
19	山梨県	18	5	23	35.9%
20	長野県	12	9	21	16.3%
21	岐阜県	29	12	41	18.4%
22	静岡県	36	50	86	27.3%
23	愛知県	70	43	113	29.0%
24	三重県	8	12	20	13.8%
25	滋賀県	0	2	2	1.8%
26	京都府	20	48	68	39.3%
27	大阪府	157	92	249	72.0%
28	兵庫県	95	92	187	52.7%
29	奈良県	8	7	15	11.5%
30	和歌山県	10	13	23	25.3%
31	鳥取県	1	0	1	2.5%
32	島根県	15	5	20	27.0%
33	岡山県	11	5	16	13.3%
34	広島県	8	14	22	15.6%
35	山口県	34	36	70	41.7%
36	徳島県	6	1	7	9.0%
37	香川県	1	3	4	5.6%
38	愛媛県	25	13	38	33.6%
39	高知県	2	3	5	7.2%
40	福岡県	32	54	86	25.9%
41	佐賀県	18	24	42	18.1%
42	長崎県	1	7	8	25.8%
43	熊本県	11	25	36	28.1%
44	大分県	10	12	22	19.6%
45	宮崎県	2	1	3	3.9%
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%
47	沖縄県	0	1	1	1.5%
都道府県合計		1,834	1,405	3,239	37.2%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	90	0	90	100.0%
49	仙台市	10	3	13	17.3%
50	さいたま市	29	22	51	65.4%
51	千葉市	78	68	146	100.0%
52	横浜市	315	22	337	100.0%
53	川崎市	0	114	114	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	16	64	80	71.4%
56	静岡市	39	28	67	94.4%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	53	2	55	100.0%
59	京都市	20	2	22	35.5%
60	大阪市	81	0	81	100.0%
61	堺市	16	5	21	23.3%
62	神戸市	29	12	41	56.9%
63	岡山市	2	9	11	13.4%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	24	116	140	100.0%
67	熊本市	22	42	64	41.8%
指定都市合計		827	510	1,337	65.4%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.1%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	0	0	0	0.0%
71	八戸市	2	0	2	13.3%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	0	0	0	0.0%
75	福島市	0	0	0	0.0%
76	郡山市	0	0	0	0.0%
77	いわき市	0	0	0	0.0%
78	水戸市	18	12	30	96.8%
79	宇都宮市	5	49	54	83.1%
80	前橋市	9	22	31	91.2%
81	高崎市	0	0	0	0.0%
82	川崎市	6	5	11	34.4%
83	川口市	20	15	35	68.6%
84	越谷市	2	14	16	33.3%
85	船橋市	43	50	93	100.0%
86	柏市	0	41	41	100.0%
87	八王子市	27	27	54	98.2%
88	横須賀市	4	0	4	13.3%
89	富山市	3	7	10	19.2%
90	金沢市	0	1	1	6.3%
91	福井市	1	0	1	3.1%
92	甲府市	2	2	4	19.0%
93	長野市	50	0	50	100.0%
94	松本市	0	0	0	0.0%
95	岐阜市	5	0	5	11.1%
96	豊橋市	23	16	39	100.0%
97	岡崎市	1	3	4	50.0%
98	一宮市	0	2	2	33.3%
99	豊田市	0	1	1	1.4%
100	大津市	0	0	0	0.0%
101	豊中市	30	6	36	94.7%
102	吹田市	0	35	35	100.0%
103	高槻市	11	7	18	30.0%
104	枚方市	0	41	41	100.0%
105	八尾市	10	4	14	58.3%
106	寝屋川市	34	7	41	100.0%
107	東大阪市	0	0	0	0.0%
108	姫路市	0	0	0	0.0%
109	尼崎市	13	43	56	100.0%
110	明石市	3	3	6	21.4%
111	西宮市	2	4	6	6.1%
112	奈良市	6	36	42	97.7%
113	和歌山市	0	0	0	0.0%
114	鳥取市	2	0	2	4.2%
115	松江市	8	12	20	76.9%
116	倉敷市	17	35	52	100.0%
117	呉市	1	1	2	5.9%
118	福山市	5	4	9	15.3%
119	下関市	11	3	14	41.2%
120	高松市	4	5	9	20.5%
121	松山市	1	10	11	35.5%
122	高知市	0	0	0	0.0%
123	久留米市	0	0	0	0.0%
124	長崎市	7	7	14	35.0%
125	佐世保市	1	5	6	50.0%
126	大分市	8	16	24	46.2%
127	宮崎市	1	3	4	10.0%
128	鹿児島市	52	54	106	99.1%
129	那覇市	8	10	18	69.2%
中核市合計		458	618	1,076	41.0%
総合計		3,119	2,533	5,652	42.3%

## 〔調査概要〕

(参考資料)

### 1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

### 2 調査の対象

全国の市町村 (1,741市町村)

### 3 調査の期日

令和5年5月1日現在

### 4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

### 5 調査の方法

こども家庭庁があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

### 6 調査の集計

集計は、こども家庭庁成育局において行った。

#### (参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)